

熊本県告示第 3 2 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大城戸 - 1	和水町内田	別図 1 のとおり	土石流
大平	荒尾市大平町	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 2 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大城戸 - 2	和水町内田	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
内田川	和水町内田	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
深瀬 - 1	荒尾市下井出	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
深瀬 - 2	荒尾市下井出	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
倉掛 - 1	荒尾市下井出	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
倉掛 - 2	荒尾市下井出	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
倉懸東区	荒尾市原万田	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
宮脇	和水町内田	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
石橋 2 - 1	和水町内田	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
石橋 2 - 2	和水町内田	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
大浦 - 1	和水町内田	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
大浦 - 2	和水町内田	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
古閑 2 - 1	和水町内田	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
古閑 2 - 2	和水町内田	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
古閑 3 - 1	和水町内田	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
古閑 3 - 2	和水町内田	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり

六反田 6	和水町内田	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
本村 1 (本村 5) - 1	和水町内田	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
本村 1 (本村 5) - 2	和水町内田	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
本村 2 (本村 3)	和水町内田	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
本村 4 - 1	和水町内田	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
本村 4 - 2	和水町内田	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
内田 1	和水町内田	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
前原 1	和水町内田	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
内田 3	和水町内田	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり

(別図 1 から別図 2 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 2 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
十町	和水町上十町	別図 1 のとおり	地滑り
小田	和水町和仁、東吉地	別図 2 のとおり	地滑り
中十町	和水町中十町	別図 3 のとおり	地滑り
坂本	和水町山十町	別図 4 のとおり	地滑り

(別図 1 から別図 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 3 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小路 3	荒尾市平山	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
小路 4	荒尾市平山	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
陣屋敷 5	荒尾市平山	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
庄山 1 (庄山 6)	荒尾市上平山	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり

庄山 2 (庄山 7)	荒尾市上平山	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
倉掛 (倉掛 2)	荒尾市下井手	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
西町 (西町 2)	荒尾市原万田	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
助丸 (助丸 2)	荒尾市下井手	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
野中	荒尾市本井手	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
平井城 1	荒尾市平山	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
平井城 2	荒尾市平山	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
宿	荒尾市平山	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
小路 1	荒尾市平山	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
小路 2	荒尾市平山	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
硯川	荒尾市樺	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり

(別図 1 から別図 15 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 331 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社泰星会 阿蘇郡南阿蘇村 一関 1850- 1 喜笑楽二番館	ヘルパーステー ション喜笑楽 阿蘇郡南阿蘇村 一関 1850- 1	431100307	平成 29 年 3 月 23 日	訪問介護

熊本県告示第 332 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
橋本 清治	訪問医療マッサー ジ KE i ROW 八 代ステーション	八代市萩原町二丁目 6-45	平成 29 年 2 月 2 8 日
吉田 裕章	訪問医療マッサー ジ KE i ROW 天	天草市栖本町馬場 2 572-31 白洲	平成 29 年 1 月 3 1 日

	草ステーション	西団地 E - 1	
(はり師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
橋本 清治	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ステーション	八代市萩原町二丁目 6 - 4 5	平成 2 9 年 2 月 2 8 日
吉田 裕章	訪問医療マッサージ KE i ROW 天草ステーション	天草市栖本町馬場 2 5 7 2 - 3 1 白洲 西団地 E - 1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
(きゅう師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
橋本 清治	訪問医療マッサージ KE i ROW 八代ステーション	八代市萩原町二丁目 6 - 4 5	平成 2 9 年 2 月 2 8 日
吉田 裕章	訪問医療マッサージ KE i ROW 天草ステーション	天草市栖本町馬場 2 5 7 2 - 3 1 白洲 西団地 E - 1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日
(柔道整復師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
吉田 裕章	訪問医療マッサージ KE i ROW 天草ステーション	天草市栖本町馬場 2 5 7 2 - 3 1 白洲 西団地 E - 1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日

熊本県告示第 3 3 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
亀山 智史	O H Z U 整骨院	菊池郡大津町大字室 1 7 3 - 1	平成 2 9 年 2 月 1 3 日

熊本県告示第 3 3 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
本田クリニック	八代市西松江城町 5 - 3 5	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日
長野内科小児科医院	天草市五和町御領 6 4 5 4 番地	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上三垣歯科医院	八代市日奈久中西町 4 7 1 番地	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

		1 日
(薬局)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
エビス薬局日置店	八代市日置町 1 5 0 - 2	平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 3 3 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
上杉整形外科	荒尾市荒尾 7 8 9 - 4	平成 2 9 年 1 月 1 日
本田クリニック	八代市西松江城町 5 - 3 5	平成 2 9 年 1 月 1 日
八代ハートクリニック	八代市錦町 1 0 番地 1	平成 2 9 年 3 月 1 日
長野内科小児科医院	天草市五和町御領 6 4 5 4 番地	平成 2 9 年 1 月 1 日
ひろやすクリニック	上益城郡益城町惣領 1 5 4 4 - 3	平成 2 9 年 2 月 8 日

(薬局)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
クスノキ薬局 にしき町店	八代市錦町 1 3 - 1	平成 2 9 年 3 月 1 日

(訪問看護)		
事業者の名称及び所在地	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション C r u t o 大矢野	上天草市大矢野町中 4 8 7 - 1 3	平成 2 9 年 2 月 1 5 日
球磨郡公立多良木病院訪問看護ステーションたいよう	球磨郡多良木町大字多良木 4 2 1 0	平成 2 9 年 3 月 6 日
訪問看護ステーションみふね	上益城郡御船町 1 0 7 2 番地 1 2 F	平成 2 9 年 2 月 2 0 日

熊本県告示第 3 3 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(小規模多機能型居宅介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人権現福祉会 八代市場町 3 5 - 2	小規模多機能型ホームこうだ 八代市高下西町 1 7 6 0	平成 2 8 年 1 2 月 1 日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日

社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 3 5 - 2	小規模多機能型ホームこうだ 八代市高下西町 1 7 6 0	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
------------------------------	----------------------------------	-----------------------

(認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ラポール新世園 八代市古閑下町 2 2 2 4 番地	グループホームきずなの郷 八代市古閑下町 2 2 2 5 番地	平成 2 9 年 3 月 1 日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ラポール新世園 八代市古閑下町 2 2 2 4 番地	グループホームきずなの郷 八代市古閑下町 2 2 2 5 番地	平成 2 9 年 3 月 1 日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
福岡県福岡市中央区天神二丁目 1 4 番 8 号 総合メディカル株式会社	そうごう薬局玉名亀甲店 玉名市亀甲 2 5 1 - 4	平成 2 9 年 3 月 1 日
株式会社すぎの薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	えいせい堂薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	平成 2 9 年 1 月 2 4 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
福岡県福岡市中央区天神二丁目 1 4 番 8 号 総合メディカル株式会社	そうごう薬局玉名亀甲店 玉名市亀甲 2 5 1 - 4	平成 2 9 年 3 月 1 日
株式会社すぎの薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	えいせい堂薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	平成 2 9 年 1 月 2 4 日

熊本県告示第 3 3 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニマツトリ ティアメント・コミュニティ 東京都港区北青山二丁目 7 番 1 3 号 プラセオ青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田 1 0 8 7	主たる事務所の所在地		平成 2 9 年 1 月 1 0 日
		東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 ユニマツトリ青山ビル	東京都港区北青山二丁目 7 番 1 3 号 プラセオ青山ビル	

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニマツトリ ティアメント・コ	くまもと長寿苑そよ風	主たる事務所の所在地		平成 2 9 年 1 月 1 0 日
		東京都港区	東京都港区	

コミュニティ 東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	阿蘇郡西原村大字布田1087	南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	
------------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	--

(特定施設入居者生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ 東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1087	主たる事務所の所在地		平成29年1月10日
		東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ 東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1087	主たる事務所の所在地		平成29年1月10日
		東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ 東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田1087	主たる事務所の所在地		平成29年1月10日
		東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル	
医療法人寺崎会 水俣市浜町一丁目2番30号	ケアラウンジGALA 水俣市浜町一丁目2番30号浜町ビル3階	事業所の所在地		平成23年1月19日
		水俣市浜町二丁目2-1	水俣市浜町一丁目2番30号浜町ビル3階	

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
合同会社F・N・C 八代市大村町342番地1	訪問看護ライフケアステーション 八代市大村町342番地1	事業所の所在地		平成28年1月1日
		八代市宮地町1727番地1	八代市大村町342番地1	
合同会社F・N・C 八代市大村町342番地1	訪問看護ライフケアステーション 八代市大村町342番地1	変更事項		平成28年1月1日
		事業所の名称		
		訪問看護ステーションフィジカ	訪問看護ライフケアステーション	

		ル・ナースケ ア		
(介護予防訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
合同会社 F・N・C 八代市大村町 3 4 2 番地 1	訪問看護ライフケア ステーション 八代市大村町 3 4 2 番地 1	事業所の所在地		平成 2 8 年 1 月 1 日
		八代市宮地 町 1 7 2 7 番地 1	八代市大村 町 3 4 2 番 地 1	
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
合同会社 F・N・C 八代市大村町 3 4 2 番地 1	訪問看護ライフケア ステーション 八代市大村町 3 4 2 番地 1	事業所の名称		平成 2 8 年 1 月 1 日
		訪問看護ス テーション フィジカ ル・ナースケ ア	訪問看護ラ イフケアス テーション	

(訪問介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 玉名市中 1 0 6 8 - 1	生活支援センターさ さえあい 玉名市富尾 6 4 3 - 1	事業所の所在地		平成 2 9 年 1 月 2 日
		玉名市中 1 0 4 0 - 2 0	玉名市富尾 6 4 3 - 1	

(介護予防訪問介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 玉名市中 1 0 6 8 - 1	生活支援センターさ さえあい 玉名市富尾 6 4 3 - 1	事業所の所在地		平成 2 9 年 1 月 2 日
		玉名市中 1 0 4 0 - 2 0	玉名市富尾 6 4 3 - 1	

熊本県告示第 3 3 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
射場平川	水俣市古里	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
米山川	水俣市古里	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
中小場川 2	水俣市古里	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
松江川	水俣市大川	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
大川川	水俣市大川	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
中村川	水俣市越小場	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり

溝川1（構川1）	水俣市石坂川	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
荒平川4	水俣市石坂川	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
石坂川1-2	水俣市石坂川	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
石坂川1-3	水俣市石坂川	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
石坂川1-4	水俣市石坂川	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
芦刈川	水俣市葛渡	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
北迫川	水俣市長崎	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
有木川	水俣市古里	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
田頭川	水俣市古里	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
中小場川1	水俣市古里	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
松尾川	水俣市大川	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
柳平川	水俣市大川	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
寺床川2	水俣市大川	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
寺床川1	水俣市大川	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
荒平川2	水俣市石坂川	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
一本木川2	水俣市越小場	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
一本木川1	水俣市越小場	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
本井木川	水俣市越小場	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
山小場川	水俣市越小場	別図25のとおり	土石流	別図25のとおり
構川2	水俣市石坂川	別図26のとおり	土石流	別図26のとおり
荒平川3	水俣市石坂川	別図27のとおり	土石流	別図27のとおり
石坂川2-1	水俣市石坂川	別図28のとおり	土石流	別図28のとおり
羽迫B-1	水俣市市渡瀬	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
羽迫B-2	水俣市市渡瀬	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
羽迫	水俣市市渡瀬	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
有木	水俣市古里	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
田頭-1	水俣市古里	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

田頭 - 2	水俣市古里	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
田頭 - 3	水俣市古里	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
中小場 - 1	水俣市古里	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
中小場 - 2	水俣市古里	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
崎太郎	水俣市葛渡	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
荒平 - 1	水俣市石坂川	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
荒平 - 2	水俣市石坂川	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
芻田	水俣市市渡瀬	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
市渡瀬元村 B	水俣市市渡瀬	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
仁玉木 1	水俣市石坂川	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
有木中	水俣市古里	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
柳平 E	水俣市古里	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
柳平 D - 1	水俣市古里	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
柳平 D - 2	水俣市古里	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
柳平 C - 1	水俣市古里	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
柳平 C - 2	水俣市大川	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
柳平 B	水俣市大川	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
湯平 - 1	水俣市大川	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
湯平 - 2	水俣市大川	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
湯平 - 3	水俣市大川	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
柳平 F	水俣市大川	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
柳平 G	水俣市大川	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
柳平 H	水俣市大川	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
鬼岳	水俣市石坂川	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
羽迫 A	水俣市市渡瀬	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
無田 (越小場)	水俣市越小場	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
岩井口 A - 1	水俣市越小場	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり

岩井口 A - 2	水俣市越小場	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
岩井口 C - 1	水俣市越小場	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
岩井口 C - 2	水俣市越小場	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
湯出 C	水俣市湯出	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
樋口 B (樋口 C)	水俣市湯出	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり

(別図 1 から別図 6 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 3 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志水川 1	芦北町小田浦	別図 1 のとおり	土石流
宮園川	芦北町小田浦	別図 2 のとおり	土石流
坊ヶ迫 - 2	芦北町小田浦	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水道川	芦北町小田浦	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
大坪川	芦北町小田浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
三反田川	芦北町小田浦	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
坊迫川	芦北町小田浦	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
上村川	芦北町小田浦	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
河原川	芦北町小田浦	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
志水川 2	芦北町小田浦	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
和田川 1 - 1	芦北町小田浦	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり

和田川1-2	芦北町小田浦	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
和田川2	芦北町小田浦	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
へぎ川	芦北町小田浦	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
馬越-1	芦北町小田浦	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
馬越-2	芦北町小田浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
馬越-3	芦北町小田浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
松ヶ崎	芦北町小田浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大坪-1	芦北町小田浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大坪-2	芦北町小田浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大坪-3	芦北町小田浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
和田	芦北町小田浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
志水-1	芦北町小田浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
志水-2	芦北町小田浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
志水-3	芦北町小田浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
江口-1	芦北町小田浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
江口-2	芦北町小田浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
宮浦-1	芦北町小田浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
宮浦-2	芦北町小田浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
宮浦-3	芦北町小田浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
宮浦A	芦北町小田浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
村下	芦北町小田浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
坊ヶ迫-1	芦北町小田浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
坊ヶ迫-3	芦北町小田浦	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
坊ヶ迫-4	芦北町小田浦	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
坊ヶ迫-5	芦北町小田浦	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
坊ヶ迫-6	芦北町小田浦	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上村-1	芦北町小田浦	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

上村 - 2	芦北町小田浦	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
上村 - 3	芦北町小田浦	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
小田浦	芦北町小田浦	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
宮浦 C	芦北町小田浦	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
宮浦 D - 1	芦北町小田浦	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
宮浦 D - 2	芦北町小田浦	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
宮浦 B	芦北町小田浦	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり

(別図 1 から別図 4 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永谷川 2	芦北町黒岩	別図 1 のとおり	土石流
徳千代川	芦北町乙千屋	別図 2 のとおり	土石流
山手川内川 2	芦北町大尼田	別図 3 のとおり	土石流
下村川	芦北町大尼田	別図 4 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中野川	芦北町大尼田	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
下柿鶴川	芦北町大尼田	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
柿鶴川	芦北町大尼田	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
赤坂川	芦北町松生	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
山手川内川 1	芦北町大尼田	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
下大尼田川	芦北町大尼田	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり

本大尼田川	芦北町大尼田	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
山口川	芦北町大尼田	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
前田川	芦北町白岩	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
乙千屋川	芦北町乙千屋	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
中野前川	芦北町大尼田	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
中道川	芦北町大尼田	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
上古川	芦北町松生	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
下古川	芦北町松生	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
境目川	芦北町松生	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
向大尼田川	芦北町大尼田	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
永谷川	芦北町黒岩	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
永谷川1	芦北町黒岩	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
永谷-1	芦北町黒岩	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
永谷-2	芦北町黒岩	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
永谷-3	芦北町黒岩	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
永谷-4	芦北町黒岩	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
永谷A-1	芦北町黒岩	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
永谷A-2	芦北町黒岩	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
永谷A-3	芦北町黒岩	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
松生字土A-1	芦北町松生	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
松生字土A-2	芦北町松生	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
松生字土	芦北町松生	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
永谷B	芦北町黒岩	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
永谷C-1	芦北町黒岩	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
永谷C-2	芦北町黒岩	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
永谷D-1	芦北町黒岩	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
永谷D-2	芦北町黒岩	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
榎木川内C	芦北町立川	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大尼田B-1	芦北町大尼田	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大尼田B-2	芦北町大尼田	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
松生B	芦北町松生	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

松生 C	芦北町松生	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
松生 A	芦北町松生	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
大尼田 C	芦北町大尼田	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
大尼田 D - 1	芦北町大尼田	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
大尼田 D - 2	芦北町大尼田	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり

(別図 1 から別図 4 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野添川	芦北町市野瀬	別図 1 のとおり	土石流
宇土迫川	芦北町花岡	別図 2 のとおり	土石流
市野瀬川	芦北町市野瀬	別図 3 のとおり	土石流
下白木沢	芦北町白木	別図 4 のとおり	土石流
村前川 1	芦北町塩浸	別図 5 のとおり	土石流
村前川 2	芦北町塩浸	別図 6 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下白木谷	芦北町白木	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
大丸川 2	芦北町宮浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
園口川	芦北町八幡	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
塩浸川	芦北町塩浸	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
下白木中川	芦北町白木	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
下白木上川	芦北町白木	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり

赤尾田川	芦北町白木	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
下宮浦川1	芦北町宮浦	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
村前川3	芦北町塩浸	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
下宮浦川2	芦北町宮浦	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
古東泉寺-2	芦北町花岡	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下白木A-1	芦北町白木	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下白木A-2	芦北町白木	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
市野瀬A-1	芦北町市野瀬	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
市野瀬A-2	芦北町市野瀬	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
姫上田-1	芦北町市野瀬	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
姫上田-2	芦北町市野瀬	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
五本松A-1	芦北町花岡	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
五本松A-2	芦北町花岡	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
塩浸A-1	芦北町塩浸	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
塩浸A-2	芦北町塩浸	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
塩浸B	芦北町塩浸	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
下白木B	芦北町白木	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
下白木D	芦北町白木	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
下白木E-1	芦北町白木	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下白木E-2	芦北町白木	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
下白木E-3	芦北町白木	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下白木E-4	芦北町白木	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下白木F-1	芦北町白木	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下白木F-2	芦北町白木	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
市野瀬B-1	芦北町市野瀬	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
市野瀬B-2	芦北町市野瀬	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
市野瀬B-3	芦北町市野瀬	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

姫上田 A	芦北町市野瀬	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
塩浸 C - 1	芦北町市野瀬	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
塩浸 C - 2	芦北町市野瀬	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
塩浸 D	芦北町市野瀬	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり

(別図 1 から別図 3 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬手野川（馬出野川 1）	芦北町大川内	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒平川	芦北町湯浦	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
鳥屋尾川	芦北町高岡	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
大南川	芦北町大川内	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
倉谷沢 1	芦北町大川内	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
吉田川	芦北町古石	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
双間伏川	芦北町高岡	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
大川内川	芦北町大川内	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
倉谷沢 2	芦北町大川内	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
湯町 - 1	芦北町湯浦	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
湯町 - 2	芦北町湯浦	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
元屋敷	芦北町湯浦	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり

馬出野平-1	芦北町大川内	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
馬出野平-2	芦北町大川内	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
堂の下	芦北町大川内	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
堂北-1	芦北町大川内	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
堂北-2	芦北町大川内	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
湯町(湯町A)-1	芦北町湯浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
湯町(湯町A)-2	芦北町湯浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
湯浦C	芦北町湯浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
市渡瀬-1	芦北町高岡	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
市渡瀬-2	芦北町高岡	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
村前-1	芦北町大川内	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
村前-2	芦北町大川内	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
村前-3	芦北町大川内	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
村前-4	芦北町大川内	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
村前-5	芦北町大川内	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
梶-1	芦北町湯浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
梶-2	芦北町湯浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大川内A	芦北町大川内	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
倉谷B	芦北町大川内	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
倉谷A-1	芦北町大川内	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
倉谷A-2	芦北町大川内	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
古田A-1	芦北町古石	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
古田A-2	芦北町古石	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
古田A-3	芦北町古石	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
高岡南-1	芦北町高岡	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高岡南-2	芦北町高岡	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
高岡A	芦北町高岡	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

高岡 B	芦北町高岡	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
高岡北 A	芦北町高岡	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
高岡北 B - 1	芦北町高岡	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
高岡北 B - 2	芦北町高岡	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
大川内 B - 1	芦北町大川内	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
大川内 B - 2	芦北町大川内	別図 44 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
大川内 C - 1	芦北町大川内	別図 45 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
大川内 C - 2	芦北町大川内	別図 46 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
湯浦 D	芦北町湯浦	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり

(別図 1 から別図 47 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 347 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上久川川	芦北町丸山	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 348 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
楮ヶ迫川	芦北町丸山	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
田川川	芦北町丸山	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
馬搔谷川	芦北町大野	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
向原川 1	芦北町大野	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
向原川 2	芦北町市野瀬、大野	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
藤平川	芦北町田川	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり

寒気川	芦北町田川	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
松手川	芦北町丸山	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
椿ヶ迫川	芦北町丸山	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
丸山川	芦北町丸山	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
湯浦長伝寺-1	芦北町豊岡	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
湯浦長伝寺-2	芦北町豊岡	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
賀倉-1	芦北町米田	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
賀倉-2	芦北町米田	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
賀倉-3	芦北町米田	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
賀倉-4	芦北町米田	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
村下	芦北町丸山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
米田大迫	芦北町米田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
瀬戸口-1	芦北町米田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
瀬戸口-2	芦北町米田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
瀬戸口-3	芦北町米田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
佛畑	芦北町米田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
村上-1	芦北町丸山	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
村上-2	芦北町丸山	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
橋道	芦北町丸山	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
岩下A	芦北町市野瀬	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上久ノ川C	芦北町丸山	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
米田A	芦北町丸山	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
米田C	芦北町米田	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
米田D	芦北町米田	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
村下A	芦北町米田	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
村下B	芦北町米田	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
米田E	芦北町米田	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

松葉 - 1	芦北町丸山	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
松葉 - 2	芦北町丸山	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
寒気 A	芦北町田川	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
寒気 B	芦北町田川	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
百木 A	芦北町米田	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
百木	芦北町米田	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
長崎	芦北町丸山	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり

(別図 1 から別図 4 0 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 4 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
第二江の浦谷	天草市有明町楠甫	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 5 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
江の浦谷	天草市有明町楠甫	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
井手の迫	天草市有明町楠甫	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
別当澤	天草市有明町楠甫	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
津留 (1) - 1	天草市河浦町新合	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
津留 (2)	天草市河浦町新合	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
津留 (3)	天草市河浦町新合	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
帯取	天草市河浦町新合	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
津留 (5) - 1	天草市河浦町新合	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり

津留（４）	天草市河浦町新合	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
大丸（下）－ 1	天草市河浦町新合	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
大丸（上）－ 1	天草市河浦町新合	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
其河内（１）	天草市河浦町立原	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
其河内（２）	天草市河浦町立原	別図 1 3 のとおり	土石流	別図 1 3 のとおり
山川	天草市河浦町新合	別図 1 4 のとおり	土石流	別図 1 4 のとおり
下村（１）－ 1	天草市有明町楠甫	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
下村（１）－ 2	天草市有明町楠甫	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
下村（１）－ 3	天草市有明町楠甫	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
下村（１）－ 4	天草市有明町楠甫	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
松島町境 1－ 1	天草市有明町楠甫	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
松島町境 1－ 2	天草市有明町楠甫	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
松島町境 2	天草市有明町楠甫	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
松島町境 3－ 1	天草市有明町楠甫	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
松島町境 3－ 2	天草市有明町楠甫	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
松島町境 3－ 3	天草市有明町楠甫	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
松島町境 3－ 4	天草市有明町楠甫	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
江の浦 1－ 1	天草市有明町楠甫	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
江の浦 1－ 2	天草市有明町楠甫	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
江の浦 2－ 1	天草市有明町楠甫	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
江の浦 2－ 2	天草市有明町楠甫	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
美縄	天草市河浦町立原	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
立原橋北（立原橋北 1）	天草市河浦町立原	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
立原橋北（立原橋北 2）	天草市河浦町立原	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
立原公民館東－ 1	天草市河浦町立原	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
立原公民館北	天草市河浦町立原	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
立原公民館西－ 1	天草市河浦町立原	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり

若宮神社東（若宮神社東 1）	天草市河浦町立原	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
若宮神社東（若宮神社東 2）	天草市河浦町立原	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
村迫奥 1 - 1	天草市河浦町立原	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
村迫奥 1（村迫奥 2）	天草市河浦町立原	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
川端橋南	天草市河浦町立原	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
大丸 1	天草市河浦町新合	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
津留北	天草市河浦町新合	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
津留	天草市河浦町新合	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
津留西 - 1	天草市河浦町新合	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
新合小学校東	天草市河浦町新合	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
山川 1	天草市河浦町新合	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
山川 2	天草市河浦町新合	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
十の原東	天草市河浦町新合	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
赤木 - 1	天草市河浦町新合	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
市之瀬南	天草市河浦町新合	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり

（別図 1 から別図 5 0 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 5 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下村	天草市有明町楠甫	別図 1 のとおり	土石流
中津浦谷	天草市有明町楠甫	別図 2 のとおり	土石流
中津浦	天草市有明町楠甫	別図 3 のとおり	土石流
中津浦（中津浦 1） - 1	天草市有明町楠甫	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊
中津浦（中津浦 1） - 4	天草市有明町楠甫	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 5 まで省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 5 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
楠甫公民館上-1	天草市有明町楠甫	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
楠甫公民館上-2	天草市有明町楠甫	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
下村(2)	天草市有明町楠甫	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中津浦(中津浦1)-2	天草市有明町楠甫	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中津浦(中津浦1)-3	天草市有明町楠甫	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中津浦(中津浦1)-5	天草市有明町楠甫	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中津浦(中津浦1)-6	天草市有明町楠甫	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下村1-1	天草市有明町楠甫	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下村1-2	天草市有明町楠甫	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下村2-1	天草市有明町楠甫	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下村2-2	天草市有明町楠甫	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下村3	天草市有明町楠甫	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中津浦(中津浦2)	天草市有明町楠甫	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎場(上)	天草市二浦町	別図1のとおり	土石流
軍ヶ浦(8)	天草市天草町大江軍浦	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
早浦（中）	天草市二浦町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
早浦第一	天草市二浦町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
早浦（上）	天草市二浦町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
早浦（下）	天草市二浦町	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
亀浦（上）	天草市二浦町	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
亀浦（下）	天草市二浦町	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
白石	天草市二浦町	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
太田（西）	天草市二浦町	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
太田（東）	天草市二浦町	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
出河内	天草市二浦町	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
椎場第一	天草市二浦町	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
椎場第二	天草市二浦町	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
軍ヶ浦（7）	天草市天草町大江軍浦	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
軍ヶ浦（10）	天草市天草町大江軍浦	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
軍ヶ浦上	天草市天草町大江軍浦	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
軍ヶ浦下	天草市天草町大江軍浦	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
白石	天草市二浦町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
早浦（A）	天草市二浦町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
二浦郵便局上	天草市二浦町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
早浦（B）-1	天草市二浦町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
亀浦1	天草市二浦町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
太田	天草市二浦町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上出河内	天草市二浦町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中出河内-1	天草市二浦町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
亀浦2-1	天草市二浦町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
白石1	天草市二浦町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

白石 2-1	天草市二浦町	別図 27 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 27 のとおり
中山	天草市二浦町	別図 28 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 28 のとおり
早浦 1	天草市二浦町	別図 29 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 29 のとおり
早浦 2-1	天草市二浦町	別図 30 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 30 のとおり
早浦 3	天草市二浦町	別図 31 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 31 のとおり
早浦 4	天草市二浦町	別図 32 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 32 のとおり
椎葉	天草市二浦町	別図 33 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 33 のとおり
クバカバ	天草市二浦町	別図 34 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 34 のとおり
軍ヶ浦 1-1	天草市天草町大江軍浦	別図 35 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 35 のとおり
軍ヶ浦 1-2	天草市天草町大江軍浦	別図 36 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 36 のとおり
軍ヶ浦 1-3	天草市天草町大江軍浦	別図 37 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 37 のとおり
軍ヶ浦 1-4	天草市天草町大江軍浦	別図 38 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 38 のとおり
軍ヶ浦 1-5	天草市天草町大江軍浦	別図 39 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 39 のとおり
軍ヶ浦 B-1	天草市天草町大江軍浦	別図 40 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 40 のとおり
軍ヶ浦 B-2	天草市天草町大江軍浦	別図 41 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 41 のとおり
軍ヶ浦 A-1	天草市天草町大江軍浦	別図 42 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 42 のとおり
軍ヶ浦 A-2	天草市天草町大江軍浦	別図 43 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 43 のとおり
軍ヶ浦 A-3	天草市天草町大江軍浦	別図 44 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 44 のとおり
向辺田-1	天草市天草町大江向	別図 45 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 45 のとおり
軍ヶ浦 2	天草市天草町大江軍浦	別図 46 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 46 のとおり
松林-1	天草市天草町大江向	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
宮迫-1	天草市天草町大江向	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり

(別図 1 から別図 48 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 355 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-----------	-------------	-----------	---------------------

大庵	天草市天草町高浜北	別図のとおり	土石流
----	-----------	--------	-----

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 5 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白木川支川	天草市天草町高浜南	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
内野 - 1	天草市天草町高浜北	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
内野 - 2	天草市天草町高浜北	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
内野 - 3	天草市天草町高浜北	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
内野 - 4	天草市天草町高浜北	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
諏訪 (B) - 1	天草市天草町高浜北	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
諏訪 (B) - 2	天草市天草町高浜北	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
諏訪 (B) - 3	天草市天草町高浜北	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
諏訪 (B) - 4	天草市天草町高浜北	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
諏訪 (B) - 5	天草市天草町高浜北	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
諏訪 (B) - 6	天草市天草町高浜北	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
諏訪 (B) - 7	天草市天草町高浜北	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
峯平 - 1	天草市天草町高浜南	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
峯平 - 2	天草市天草町高浜南	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
峯平 - 3	天草市天草町高浜南	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
峯平 - 4	天草市天草町高浜南	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
峯平 - 5	天草市天草町高浜南	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
峯平 - 6	天草市天草町高浜南	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり
峯平 - 7	天草市天草町高浜南	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
峯平 - 8	天草市天草町高浜南	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
諏訪 (A) - 1	天草市天草町高浜北	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり

諏訪 (A) - 2	天草市天草町高浜北	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
諏訪 (A) - 3	天草市天草町高浜北	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
諏訪 (A) - 4	天草市天草町高浜北	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
諏訪 (A) - 5	天草市天草町高浜北	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
元向 - 1	天草市天草町高浜南	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
元向 - 2	天草市天草町高浜南	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
内野 2 - 1	天草市天草町高浜北	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
内野 2 - 2	天草市天草町高浜北	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
内野 2 - 3	天草市天草町高浜北	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
白木河内 2 - 1	天草市天草町高浜南	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
白木河内 2 - 2	天草市天草町高浜南	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
白木河内 2 - 3	天草市天草町高浜南	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
白木河内 2 - 4	天草市天草町高浜南	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
白木河内 2 - 5	天草市天草町高浜南	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
白木河内 2 - 6	天草市天草町高浜南	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
庵河内 1	天草市天草町高浜北	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
庵河内 2	天草市天草町高浜南	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
庵河内 3	天草市天草町高浜南	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり

(別図 1 から別図 3 9 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 5 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下町	天草市河浦町崎津	別図 1 のとおり	土石流
太良川	天草市河浦町今富	別図 2 のとおり	土石流
太良川 (2)	天草市河浦町今富	別図 3 のとおり	土石流
太良川 (4)	天草市河浦町今富	別図 4 のとおり	土石流

瀧（下）	天草市河浦町崎津、今富	別図 5 のとおり	土石流
内山－3	天草市天草町下田北	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊
内山－4	天草市天草町下田北	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊
奥山谷－4	天草市天草町下田北	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 8 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 5 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下田北－1	天草市天草町下田北	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
山川	天草市天草町下田北	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
下田北－2	天草市天草町下田北	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
崎津（下）（崎津（下））	天草市河浦町崎津	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
向江（上）	天草市河浦町崎津	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
向江（下）	天草市河浦町崎津	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
小島（1）	天草市河浦町今富	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
太良川（3）	天草市河浦町今富	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
番所の鼻	天草市河浦町崎津	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
下田町民センター－1	天草市天草町下田北	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
下田町民センター－2	天草市天草町下田北	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
下田町民センター－3	天草市天草町下田北	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
宮の本	天草市天草町下田北	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
浜平 1－1	天草市天草町下田北、天草郡苓北町都呂々	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
浜平 1－2	天草市天草町下田北	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
浜平 1－3	天草市天草町下田北、天草郡苓北町都呂々	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
浜平 1－4	天草市天草町下田北	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
浜平 1－5	天草市天草町下田北	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり

浜平 1 - 6	天草市天草町下田北	別図 1 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 9 のとおり
浜平 1 - 7	天草市天草町下田北	別図 2 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 0 のとおり
浜平 1 - 8	天草市天草町下田北	別図 2 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 1 のとおり
浜平 1 - 9	天草市天草町下田北	別図 2 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 2 のとおり
浜平 2 - 1	天草市天草町下田北	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
浜平 2 - 2	天草市天草町下田北	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
内山 - 1	天草市天草町下田北	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
内山 - 2	天草市天草町下田北	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
内山 - 5	天草市天草町下田北	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
内山 - 6	天草市天草町下田北	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
内山 - 7	天草市天草町下田北	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
内山 - 8	天草市天草町下田北	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
内山 - 9	天草市天草町下田北	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
内山 - 1 0	天草市天草町下田北	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
内山 - 1 1	天草市天草町下田北	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
内山 - 1 2	天草市天草町下田北	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
内山 - 1 3	天草市天草町下田北	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
松の平公民館上 - 1	天草市天草町下田北	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
松の平公民館上 - 2	天草市天草町下田北	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
松の平公民館上 - 3	天草市天草町下田北	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
奥山谷 - 1	天草市天草町下田北	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
奥山谷 - 2	天草市天草町下田北	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
奥山谷 - 3	天草市天草町下田北	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
奥山谷 - 5	天草市天草町下田北	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
奥山谷 - 6	天草市天草町下田北、福連木	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
小島 3 区 - 1	天草市河浦町今富	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
小島中央 - 1	天草市河浦町今富	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり

小島2区	天草市河浦町今富	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
月ヶ浦-1	天草市河浦町崎津、今富	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
向江-1	天草市河浦町崎津	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
向江-5	天草市河浦町今富	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
向江-6	天草市河浦町今富	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
崎津1区(崎津1区)-1	天草市河浦町崎津	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
崎津2区(崎津2区)-1	天草市河浦町崎津	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
小高浜-1	天草市河浦町崎津	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
大山-1	天草市河浦町今富	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
水越-1	天草市河浦町今富	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
水越-3	天草市河浦町今富	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
水越-4	天草市河浦町今富	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
水越-5	天草市河浦町今富	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
小島奥	天草市河浦町今富	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
小島神社上	天草市河浦町今富	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
梨木迫南	天草市河浦町今富	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
梨木迫南1-1	天草市河浦町今富	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
梨木迫南2-1	天草市河浦町今富	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
富津1	天草市河浦町今富	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
富津3	天草市河浦町崎津、今富	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
富津小学校西-1	天草市河浦町崎津	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
下町1	天草市河浦町崎津	別図67のとおり	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
下町2-1	天草市河浦町崎津	別図68のとおり	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
四名田	天草市河浦町今富	別図69のとおり	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり

(別図1から別図69までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
銭瓶（１）－３	天草市河浦町今田	別図１のとおり	土石流
八幡宮南東－２	天草市河浦町河浦	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図１から別図２までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 6 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
銭瓶（１）－２	天草市河浦町今田	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
葛河内（３）－２	天草市河浦町河浦	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
葛河内（葛河内 1）－２	天草市河浦町河浦	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
今村南－２	天草市河浦町今田	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
小河内 1－２	天草市河浦町河浦	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
小河内 1－３	天草市河浦町河浦	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
小河内 1－４	天草市河浦町河浦	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
中村－２	天草市河浦町河浦	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
中村－３	天草市河浦町河浦	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
下田 1－２	天草市河浦町河浦	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
下田 1－３	天草市河浦町河浦	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
下田 2－２	天草市河浦町河浦	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
下田 2－３	天草市河浦町河浦	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
下田 2－４	天草市河浦町河浦	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
小掘里 2－２	天草市河浦町河浦	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
馬場橋東 3－２	天草市河浦町河浦	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
馬場橋東 3－３	天草市河浦町河浦	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
馬場－２	天草市河浦町河浦	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり

馬場－3	天草市河浦町河浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
竹崎南－2	天草市河浦町河浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
竹崎南－3	天草市河浦町河浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
小島3区－2	天草市河浦町今富	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
小島3区－3	天草市河浦町今富	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
小島3区－4	天草市河浦町今富	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
小島3区－5	天草市河浦町今富	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小島中央－2	天草市河浦町今富	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
小島中央－3	天草市河浦町今富	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
小島中央－4	天草市河浦町今富	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
片白－6	天草市河浦町今富	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
片白－7	天草市河浦町今富	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
片白－8	天草市河浦町今富	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
片白－9	天草市河浦町今富	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
月ヶ浦－2	天草市河浦町崎津	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
向江－2	天草市河浦町崎津	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
向江－3	天草市河浦町崎津	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
向江－4	天草市河浦町崎津	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
崎津1区(崎津1区)－2	天草市河浦町崎津	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
崎津1区(崎津1区)－3	天草市河浦町崎津	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
崎津2区(崎津2区)－2	天草市河浦町崎津	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
崎津2区(崎津2区)－3	天草市河浦町崎津	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
小高浜－2	天草市河浦町崎津	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小高浜－3	天草市河浦町崎津	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
小高浜－4	天草市河浦町崎津	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小高浜－5	天草市河浦町崎津	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
小高浜－6	天草市河浦町崎津	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

小高浜－7	天草市河浦町崎津	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小高浜－8	天草市河浦町崎津	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
板之河内橋西－2	天草市河浦町今田	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
尾崎迫北－2	天草市河浦町今田	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
桑木迫2－2	天草市河浦町今田	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
桑木迫2－3	天草市河浦町今田	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
銭瓶西1－2	天草市河浦町今田	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
銭瓶西2－2	天草市河浦町今田	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
銭瓶西2－3	天草市河浦町今田	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
板之河内北－2	天草市河浦町今田	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
倉谷1－2	天草市河浦町今田	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
益田3－2	天草市河浦町今田	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
益田5－2	天草市河浦町今田	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
八幡宮南東－3	天草市河浦町河浦	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
日当下1－2	天草市河浦町河浦	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
迫白橋西－2	天草市河浦町河浦	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
大山－2	天草市河浦町今富	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
大山－3	天草市河浦町今富	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
大山－4	天草市河浦町今富	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
大山－5	天草市河浦町今富	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
大山－6	天草市河浦町今富	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
大山－7	天草市河浦町今富	別図67のとおり	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
大山－8	天草市河浦町今富	別図68のとおり	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
日当下2－2	天草市河浦町河浦	別図69のとおり	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
平畑－2	天草市河浦町河浦	別図70のとおり	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
一町田小学校西－2	天草市河浦町河浦	別図71のとおり	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
馬場橋東1－2	天草市河浦町河浦	別図72のとおり	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり

鳥井尾東 1 - 2	天草市河浦町河浦	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
竹崎 1 - 2	天草市河浦町河浦	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
竹崎 1 - 3	天草市河浦町河浦	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
竹崎 1 - 4	天草市河浦町河浦	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
水越 - 2	天草市河浦町今富	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
梨木迫南 1 - 2	天草市河浦町今富	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
梨木迫南 1 - 3	天草市河浦町今富	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
梨木迫南 2 - 2	天草市河浦町今富	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり
梨木迫南 2 - 3	天草市河浦町今富	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
富津小学校西 - 2	天草市河浦町崎津、今富	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり
下町 2 - 2	天草市河浦町崎津	別図 8 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 3 のとおり
四名田 - 2	天草市河浦町今富	別図 8 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 4 のとおり
四名田 - 3	天草市河浦町今富	別図 8 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 5 のとおり
四名田 - 4	天草市河浦町今富	別図 8 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 6 のとおり
四名田 - 5	天草市河浦町今富	別図 8 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 7 のとおり
四名田 - 6	天草市河浦町今富	別図 8 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 8 のとおり
四名田 - 7	天草市河浦町今富	別図 8 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 9 のとおり
四名田 - 8	天草市河浦町今富	別図 9 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 0 のとおり
四名田 - 9	天草市河浦町今富	別図 9 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 1 のとおり
四名田 - 1 0	天草市河浦町今富	別図 9 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 2 のとおり
四名田 - 1 1	天草市河浦町今富	別図 9 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 3 のとおり
四名田 - 1 2	天草市河浦町今富	別図 9 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 4 のとおり

(別図 1 から別図 9 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-----------	-------------	-----------	---------------------

割石谷	天草市御所浦町横浦	別図 1 のとおり	土石流
与一が浦谷(与一ヶ浦谷)	天草市御所浦町横浦	別図 2 のとおり	土石流
浦谷	天草市御所浦町横浦	別図 3 のとおり	土石流
横浦谷 - 2	天草市御所浦町横浦	別図 4 のとおり	土石流
三蔵が迫	天草市御所浦町横浦	別図 5 のとおり	土石流
檜の浦 2 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 6 のとおり	土石流
檜の浦 3	天草市御所浦町牧島	別図 7 のとおり	土石流
第三牧向谷	天草市御所浦町牧島	別図 8 のとおり	土石流
牧向谷	天草市御所浦町牧島	別図 9 のとおり	土石流
横浦 (A) - 4	天草市御所浦町横浦	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 10 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
与一が浦(与一ヶ浦)	天草市御所浦町横浦	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
横浦谷 - 1	天草市御所浦町横浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
檜の浦 2 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
大通越谷	天草市御所浦町牧島	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
田の水川 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
田の水川 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
第二牧向谷	天草市御所浦町牧島	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
田の尻 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
田の尻 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
与一ヶ浦港北	天草市御所浦町横浦	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
与一ヶ浦港中央 - 1	天草市御所浦町横浦	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
与一ヶ浦港中央 - 2	天草市御所浦町横浦	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
与一ヶ浦港中央 - 3	天草市御所浦町横浦	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり

与一ヶ浦港中央 - 4	天草市御所浦町横 浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
与一ヶ浦港中央 - 5	天草市御所浦町横 浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
与一ヶ浦港中央 - 6	天草市御所浦町横 浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
与一ヶ浦(A) - 1	天草市御所浦町横 浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
与一ヶ浦(A) - 2	天草市御所浦町横 浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
与一ヶ浦(A) - 3	天草市御所浦町横 浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
与一ヶ浦(B)	天草市御所浦町横 浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
横浦島南1-1	天草市御所浦町横 浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
横浦島南1-2	天草市御所浦町横 浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
横浦(A) - 1	天草市御所浦町横 浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
横浦(A) - 2	天草市御所浦町横 浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
横浦(A) - 3	天草市御所浦町横 浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
横浦(A) - 5	天草市御所浦町横 浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
横浦漁港中央	天草市御所浦町横 浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
横浦(B) - 1	天草市御所浦町横 浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
横浦(B) - 2	天草市御所浦町横 浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
横浦(B) - 3	天草市御所浦町横 浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
横浦(B) - 4	天草市御所浦町横 浦	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
割石-1	天草市御所浦町横 浦	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
割石-2	天草市御所浦町横 浦	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
長浦漁港北1	天草市御所浦町牧 島	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
長浦漁港北2- 1	天草市御所浦町牧 島	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
長浦漁港北2- 2	天草市御所浦町牧 島	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
長浦漁港北2- 3	天草市御所浦町牧 島	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
招崎東-1	天草市御所浦町牧 島	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
招崎東-2	天草市御所浦町牧 島	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
招崎東-3	天草市御所浦町牧 島	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

田の水 1 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
田の水 1 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
田の水 1 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
田の水 1 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
田の水 1 - 5	天草市御所浦町牧島	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
田の水 1 - 6	天草市御所浦町牧島	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
田の水 1 - 7	天草市御所浦町牧島	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
田の水 2 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
田の水 2 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
田の水 3 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
田の水 3 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
田の水 3 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
牧向東 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
牧向東 2 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
牧向東 2 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
牧向東 2 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
大通越 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
大通越 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
大通越 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
大通越 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
大通越 - 5	天草市御所浦町牧島	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
与一ヶ浦港南 - 1	天草市御所浦町横浦	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
与一ヶ浦港南 - 2	天草市御所浦町横浦	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
牧向西 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
牧向西 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
牧向西 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
牧向西 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり

(別図 1 から別図 6 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天

草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ナキ迫	天草市御所浦町牧島	別図 1 のとおり	土石流
舟隠 1	天草市御所浦町牧島	別図 2 のとおり	土石流

(別図 1 から別図 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
打越谷	天草市御所浦町牧島	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
椛の木谷 B	天草市御所浦町牧島	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
朴の木谷	天草市御所浦町牧島	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
森の迫	天草市御所浦町牧島	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
中の迫	天草市御所浦町牧島	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
第一牧本谷	天草市御所浦町牧島	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
第二牧本谷	天草市御所浦町牧島	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
長浦川	天草市御所浦町牧島	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
椛の浦 1	天草市御所浦町牧島	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
椛木 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
椛木 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり
第三牧本谷	天草市御所浦町牧島	別図 1 2 のとおり	土石流	別図 1 2 のとおり
舟隠 2	天草市御所浦町牧島	別図 1 3 のとおり	土石流	別図 1 3 のとおり
椛の浦谷	天草市御所浦町牧島	別図 1 4 のとおり	土石流	別図 1 4 のとおり
牧本 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり

牧本-2	天草市御所浦町牧島	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
牧本-3	天草市御所浦町牧島	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
牧本-4	天草市御所浦町牧島	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
牧本-5	天草市御所浦町牧島	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
牧本-6	天草市御所浦町牧島	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
牧島漁港横-1	天草市御所浦町牧島	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
牧島漁港横-2	天草市御所浦町牧島	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
牧島漁港横-3	天草市御所浦町牧島	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
牧島漁港横-4	天草市御所浦町牧島	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
牧島漁港横-5	天草市御所浦町牧島	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
牧の島小学校東 (勇志国際高等学校東)	天草市御所浦町牧島	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
牧の島小学校北 (勇志国際高等学校北)	天草市御所浦町牧島	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
牧の島小学校西 (勇志国際高等学校西)	天草市御所浦町牧島	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
椀ノ木港西-1	天草市御所浦町牧島	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
椀ノ木港西-2	天草市御所浦町牧島	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
椀ノ木(A)-1	天草市御所浦町牧島	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
椀ノ木(A)-2	天草市御所浦町牧島	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
椀ノ木(A)-3	天草市御所浦町牧島	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
椀ノ木(B)-1	天草市御所浦町牧島	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
椀ノ木(B)-2	天草市御所浦町牧島	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
椀ノ木(B)-3	天草市御所浦町牧島	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
椀ノ木(B)-4	天草市御所浦町牧島	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
椀ノ木(B)-5	天草市御所浦町牧島	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
椀ノ木(B)-6	天草市御所浦町牧島	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
椀ノ木(B)-7	天草市御所浦町牧島	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中瀬戸橋西1-1	天草市御所浦町牧島	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中瀬戸橋西1-2	天草市御所浦町牧島	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

中瀬戸橋西 2 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
中瀬戸橋西 2 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
中瀬戸橋西 3 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
中瀬戸橋西 3 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
牧の島トンネル東 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
牧の島トンネル東 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
牧の島トンネル東 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
牧の島トンネル東 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
牧の島トンネル西 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
牧の島トンネル西 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
牧の島トンネル西 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
牧の島トンネル西 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
牧の島トンネル西 - 5	天草市御所浦町牧島	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
長浦漁港東 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
長浦漁港東 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
長浦漁港東 - 3	天草市御所浦町牧島	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
長浦漁港東 - 4	天草市御所浦町牧島	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
長浦漁港東 - 5	天草市御所浦町牧島	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
長浦漁港東 - 6	天草市御所浦町牧島	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
椀ノ木港東	天草市御所浦町牧島	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
ヤキ崎南 - 1	天草市御所浦町牧島	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
ヤキ崎南 - 2	天草市御所浦町牧島	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり

(別図 1 から別図 6 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-----------	-------------	-----------	---------------------

第一大浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 1 のとおり	土石流
第四眞浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 2 のとおり	土石流
第三眞浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 3 のとおり	土石流
第二眞浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 4 のとおり	土石流
第一眞浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 5 のとおり	土石流
第一元浦谷 - 1	天草市御所浦町御所浦	別図 6 のとおり	土石流
第一元浦谷 - 2	天草市御所浦町御所浦	別図 7 のとおり	土石流
第三元浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 8 のとおり	土石流
今浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 9 のとおり	土石流
元浦 - 5	天草市御所浦町御所浦	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊
田の尻 - 2	天草市御所浦町御所浦	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊
田の尻 - 9	天草市御所浦町御所浦	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 1 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
第一江の口谷	天草市御所浦町御所浦	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
田の尻川	天草市御所浦町御所浦	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
烏帽子 1	天草市御所浦町御所浦	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
大浦 1	天草市御所浦町御所浦	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
大浦 2	天草市御所浦町御所浦	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
第二大浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
大浦 3	天草市御所浦町御所浦	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
第二元浦谷	天草市御所浦町御所浦	別図 8 のとおり	土石流	別図 8 のとおり
第三江の口谷	天草市御所浦町御所浦	別図 9 のとおり	土石流	別図 9 のとおり
第二江の口谷	天草市御所浦町御所浦	別図 1 0 のとおり	土石流	別図 1 0 のとおり
烏帽子 2	天草市御所浦町御所浦	別図 1 1 のとおり	土石流	別図 1 1 のとおり

大浦漁港東-1	天草市御所浦町御所浦	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大浦漁港東-2	天草市御所浦町御所浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大浦漁港東-3	天草市御所浦町御所浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大浦漁港東-4	天草市御所浦町御所浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大浦(A)-1	天草市御所浦町御所浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大浦(A)-2	天草市御所浦町御所浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大浦(A)-3	天草市御所浦町御所浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大浦漁港中央2-1	天草市御所浦町御所浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
大浦漁港中央2-2	天草市御所浦町御所浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大浦(B)-1	天草市御所浦町御所浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大浦(B)-2	天草市御所浦町御所浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大浦(B)-3	天草市御所浦町御所浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大浦(B)-4	天草市御所浦町御所浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大浦(B)-5	天草市御所浦町御所浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大浦(B)-6	天草市御所浦町御所浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大浦(B)-7	天草市御所浦町御所浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大浦(B)-8	天草市御所浦町御所浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
元浦-1	天草市御所浦町御所浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
元浦-2	天草市御所浦町御所浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
元浦-3	天草市御所浦町御所浦	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
元浦-4	天草市御所浦町御所浦	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
元浦-6	天草市御所浦町御所浦	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
元浦-7	天草市御所浦町御所浦	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
元浦-8	天草市御所浦町御所浦	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
元浦-9	天草市御所浦町御所浦	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
元浦-10	天草市御所浦町御所浦	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
元浦-11	天草市御所浦町御所浦	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

元浦 - 1 2	天草市御所浦町御所浦	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
元浦 - 1 3	天草市御所浦町御所浦	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
元浦 - 1 4	天草市御所浦町御所浦	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
越地東	天草市御所浦町御所浦	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
江口 - 1	天草市御所浦町御所浦	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
江口 - 2	天草市御所浦町御所浦	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
江口 - 3	天草市御所浦町御所浦	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
田の尻 - 1	天草市御所浦町御所浦	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
田の尻 - 3	天草市御所浦町御所浦	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
田の尻 - 4	天草市御所浦町御所浦	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
田の尻 - 5	天草市御所浦町御所浦	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
田の尻 - 6	天草市御所浦町御所浦	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
田の尻 - 7	天草市御所浦町御所浦	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
田の尻 - 8	天草市御所浦町御所浦	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
田の尻 - 1 0	天草市御所浦町御所浦	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
田の尻 - 1 1	天草市御所浦町御所浦	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり

(別図 1 から別図 5 4 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佃（下）	天草市天草町下田南	別図 1 のとおり	土石流
中村（上）	天草市天草町下田南	別図 2 のとおり	土石流
鬼海ヶ浦 B - 2	天草市天草町下田南	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 3 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鬼海ヶ浦（上）	天草市天草町下田南	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
鬼海ヶ浦（中）	天草市天草町下田南	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
鬼海ヶ浦（下）	天草市天草町下田南	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
中村（下）	天草市天草町下田南	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
白石川－1	天草市天草町下田南	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
白石川－2	天草市天草町下田南	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
上野（下）－1	天草市天草町下田南	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
上野（下）－2	天草市天草町下田南	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
上野（下）－3	天草市天草町下田南	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
上野（上）	天草市天草町下田南	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
佃（上）	天草市天草町下田南	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
浜	天草市天草町下田南	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
中村	天草市天草町下田南	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
上野	天草市天草町下田南	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
宮の本－2	天草市天草町下田北	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宮の本－3	天草市天草町下田北	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宮の本－4	天草市天草町下田北	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
宮の本－5	天草市天草町下田北	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
宮の本－6	天草市天草町下田北	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
宮の本－7	天草市天草町下田北	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
宮の本－8	天草市天草町下田北	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
宮の本－9	天草市天草町下田北	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
宮の本－10	天草市天草町下田北	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宮の本－11	天草市天草町下田北	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
宮の本－12	天草市天草町下田北	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

宮の本-13	天草市天草町下田北	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
宮の本-14	天草市天草町下田北	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
宮の本-15	天草市天草町下田北	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
宮の本-16	天草市天草町下田北	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
宮の本-17	天草市天草町下田北	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
宮の本-18	天草市天草町下田北	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
宮の本-19	天草市天草町下田北	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宮の本-20	天草市天草町下田北	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宮の本-21	天草市天草町下田南	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
鬼海ヶ浦1-1	天草市天草町下田南	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
鬼海ヶ浦1-2	天草市天草町下田南	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
鬼海ヶ浦1-3	天草市天草町下田南	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
鬼海ヶ浦1-4	天草市天草町下田南	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
鬼海ヶ浦1-5	天草市天草町下田南	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
鬼海ヶ浦B-1	天草市天草町下田南	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
鬼海ヶ浦B-3	天草市天草町下田南	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
鬼海ヶ浦B-4	天草市天草町下田南	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
鬼海ヶ浦B-5	天草市天草町下田南	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鬼海ヶ浦B-6	天草市天草町下田南	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
浜(A)	天草市天草町下田南	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
中村(A)-1	天草市天草町下田南	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
中村(A)-2	天草市天草町下田南	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
中村(A)-3	天草市天草町下田南	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
中村(A)-4	天草市天草町下田南	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
中村(A)-5	天草市天草町下田南	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
中村(A)-6	天草市天草町下田南	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
中村(B)-1	天草市天草町下田南	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり

中村（B）－ 2	天草市天草町下田南	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
中村（B）－ 3	天草市天草町下田南	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
中村（B）－ 4	天草市天草町下田南	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
中村（B）－ 5	天草市天草町下田南	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
上野－ 1	天草市天草町下田南	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
上野－ 2	天草市天草町下田南	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
上野－ 3	天草市天草町下田南	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
佃－ 1	天草市天草町下田南	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
佃－ 2	天草市天草町下田南	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
浜（B）－ 1	天草市天草町下田南	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
浜（B）－ 2	天草市天草町下田南	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
浜（B）－ 3	天草市天草町下田南	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
浜（B）－ 4	天草市天草町下田南	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
鬼海ヶ浦 A－ 1	天草市天草町下田南	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
鬼海ヶ浦 A－ 2	天草市天草町下田南	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
鬼海ヶ浦 A－ 3	天草市天草町下田南	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
下田南小体育館上－ 1	天草市天草町下田南	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
下田南小体育館上－ 2	天草市天草町下田南	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
下田南小体育館上－ 3	天草市天草町下田南	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
下田南小体育館上－ 4	天草市天草町下田南	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり

（別図 1 から別図 7 2 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 6 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下石立（下）	天草市天草町福連木	別図 1 のとおり	土石流
下石立（上）	天草市天草町福連木	別図 2 のとおり	土石流

村中（中）	天草市天草町福連木	別図 3 のとおり	土石流
村中（下）	天草市天草町福連木	別図 4 のとおり	土石流
志田原川	天草市天草町福連木	別図 5 のとおり	土石流
皆廻	天草市天草町福連木	別図 6 のとおり	土石流

（別図 1 から別図 6 まででは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 3 7 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下石立（新）	天草市天草町福連木	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
下石立	天草市天草町福連木	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
上石立	天草市天草町福連木	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
村中	天草市天草町福連木	別図 4 のとおり	土石流	別図 4 のとおり
佐世保迫	天草市天草町福連木	別図 5 のとおり	土石流	別図 5 のとおり
皆廻（東）	天草市天草町福連木	別図 6 のとおり	土石流	別図 6 のとおり
村中（上）	天草市天草町福連木	別図 7 のとおり	土石流	別図 7 のとおり
川向 - 1	天草市天草町福連木	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
川向 - 2	天草市天草町福連木	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
川向 - 3	天草市天草町福連木	別図 1 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 0 のとおり
川向 - 4	天草市天草町福連木	別図 1 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 1 のとおり
川向 - 5	天草市天草町福連木	別図 1 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 2 のとおり
川向 - 6	天草市天草町福連木	別図 1 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 3 のとおり
川向 - 7	天草市天草町福連木	別図 1 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 4 のとおり
川向 - 8	天草市天草町福連木	別図 1 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 5 のとおり
川向 - 9	天草市天草町福連木	別図 1 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 6 のとおり
川向 - 1 0	天草市天草町福連木	別図 1 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 7 のとおり
川向 - 1 1	天草市天草町福連木	別図 1 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 8 のとおり

川向－12	天草市天草町福連木	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
川向－13	天草市天草町福連木	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
村中（A）－1	天草市天草町福連木	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
村中（A）－2	天草市天草町福連木	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
村中（B）－1	天草市天草町福連木	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
村中（B）－2	天草市天草町福連木	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
村中（B）－3	天草市天草町福連木	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
村中（B）－4	天草市天草町福連木	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
志田原－1	天草市天草町福連木	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
志田原－2	天草市天草町福連木	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
志田原－3	天草市天草町福連木	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
コクリュウ公民館上（石立公民館上）	天草市天草町福連木	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
石立2－1	天草市天草町福連木	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
石立2－2	天草市天草町福連木	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
石立2－3	天草市天草町福連木	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
石立2－4	天草市天草町福連木	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
石立1－1	天草市天草町福連木	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
石立1－2	天草市天草町福連木	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
石立1－3	天草市天草町福連木	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
小次郎迫1	天草市天草町福連木	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
小次郎迫2－1	天草市天草町福連木	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
小次郎迫2－2	天草市天草町福連木	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
小次郎迫2－3	天草市天草町福連木	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小次郎迫2－4	天草市天草町福連木	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
志田原2－1	天草市天草町福連木	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
志田原2－2	天草市天草町福連木	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
志田原2－3	天草市天草町福連木	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

志田原2-4	天草市天草町福連木	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
志田原3-1	天草市天草町福連木	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
志田原3-2	天草市天草町福連木	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
志田原3-3	天草市天草町福連木	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
六本木1	天草市天草町福連木	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
六本木2-1	天草市天草町福連木	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
六本木2-2	天草市天草町福連木	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
六本木2-3	天草市天草町福連木	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
六本木2-4	天草市天草町福連木	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
佐世布川内1-1	天草市天草町福連木	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
佐世布川内1-2	天草市天草町福連木	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
佐世布川内2-1	天草市天草町福連木	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
佐世布川内2-2	天草市天草町福連木	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
佐世布川内2-3	天草市天草町福連木	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
佐世布川内2-4	天草市天草町福連木	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
佐世布川内2-5	天草市天草町福連木	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
皆迫1	天草市天草町福連木	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
皆迫2-1	天草市天草町福連木	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
皆迫2-2	天草市天草町福連木	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
皆迫2-3	天草市天草町福連木	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
竹道1	天草市天草町福連木	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
竹道2-1	天草市天草町福連木	別図67のとおり	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
竹道2-2	天草市天草町福連木	別図68のとおり	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
竹道2-3	天草市天草町福連木	別図69のとおり	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
皆廻-1	天草市天草町福連木	別図70のとおり	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
皆廻-2	天草市天草町福連木	別図71のとおり	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
皆廻-3	天草市天草町福連木	別図72のとおり	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり

皆廻 - 4	天草市天草町福連木	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
皆廻 - 5	天草市天草町福連木	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
牧	天草市天草町福連木	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり

(別図 1 から別図 7 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 7 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山仁田 - 8	天草市本渡町	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊
大矢崎 2 - 1 7	天草市本渡町	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊
大矢崎 2 - 2 1	天草市本渡町	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊
大矢崎 2 - 2 3	天草市本渡町	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊
大矢崎 2 - 2 4	天草市佐伊津町	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 7 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺領 - 3	天草市本町	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
寺領 - 4	天草市本町	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
寺領 - 5	天草市本町	別図 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
寺領 - 6	天草市本町	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
大矢崎 2 - 1 8	天草市本渡町	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
大矢崎 2 - 1 9	天草市本渡町	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
大矢崎 2 - 2 0	天草市本渡町	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
大矢崎 2 - 2 2	天草市本渡町	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
大矢崎 2 - 2 5	天草市佐伊津町	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり

大矢崎2-26	天草市佐伊津町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
在郷-9	天草市佐伊津町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古川町-2	天草市川原町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
古川町-3	天草市川原町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
久々山-16	天草市戸宇土町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
門前橋横-5	天草市本町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上在郷-4	天草市佐伊津町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
後迫-2	天草市深海町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
後迫-3	天草市深海町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
後迫-4	天草市深海町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
後迫-5	天草市深海町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
後迫-6	天草市深海町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下平-2	天草市深海町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
下平-3	天草市深海町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
下平-4	天草市深海町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
舟津-2	天草市深海町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
舟津-3	天草市深海町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
舟津-4	天草市深海町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
舟津-5	天草市深海町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
多々良-2	天草市深海町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
多々良-3	天草市深海町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
多々良-4	天草市深海町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
多々良-5	天草市深海町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
多々良-6	天草市深海町	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
中の迫-2	天草市深海町	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中の迫-3	天草市深海町	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中の迫-4	天草市深海町	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

中の迫 - 5	天草市深海町	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
若 (A) - 2	天草市深海町	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
若 (A) - 3	天草市深海町	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
若 (B) - 2	天草市深海町	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
浅海 (A) - 2	天草市深海町	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
浅海 (A) - 3	天草市深海町	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
浅海 (A) - 4	天草市深海町	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
浅海 (A) - 5	天草市深海町	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
浅海 (A) - 6	天草市深海町	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
浅海 (A) - 7	天草市深海町	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
浅海 (A) - 8	天草市深海町	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
浅海 (A) - 9	天草市深海町	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
浅海 (A) - 1 0	天草市深海町	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
浅海 (A) - 1 1	天草市深海町	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
浅海 (B) - 2	天草市深海町	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
浅海 (2) - 2	天草市深海町	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
浅海 (2) - 3	天草市深海町	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
浅海 (C) - 2	天草市深海町	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
下平 1 - 2	天草市深海町	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
下平 1 - 3	天草市深海町	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり

(別図 1 から別図 5 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 7 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二本木 - 3	天草市新和町小宮地	別図 1 のとおり	急傾斜地の崩壊
小峰 - 1 2	天草市新和町大多尾	別図 2 のとおり	急傾斜地の崩壊

二本木3-3	天草市新和町小宮地	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
--------	-----------	---------	---------

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高根-2	天草市新和町小宮地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
高根-3	天草市新和町小宮地	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
二本木-2	天草市新和町小宮地	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
二本木-4	天草市新和町小宮地	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
二本木-5	天草市新和町小宮地	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
二本木-6	天草市新和町小宮地	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
二本木2-2	天草市新和町小宮地	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
立2-2	天草市新和町小宮地	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
立2-3	天草市新和町小宮地	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
立1-2	天草市新和町小宮地	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
立1-3	天草市新和町小宮地	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
立-2	天草市新和町小宮地	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
立-3	天草市新和町小宮地	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
立-4	天草市新和町小宮地	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
立-5	天草市新和町小宮地	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
立-6	天草市新和町小宮地	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
立-7	天草市新和町小宮地	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
天附2-2	天草市新和町大多尾	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
天附2-3	天草市新和町大多尾	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
天附2-4	天草市新和町大多尾	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

新田1-2	天草市新和町大多尾	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
新田1-3	天草市新和町大多尾	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
新田1-4	天草市新和町大多尾	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
新田1-5	天草市新和町大多尾	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
平山(平山1)-2	天草市新和町大多尾	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
平山(平山1)-3	天草市新和町大多尾	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
横島(長野)-2	天草市新和町大多尾	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
横島(長野)-3	天草市新和町大多尾	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
長野(横島)-2	天草市新和町大多尾	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
長野(横島)-3	天草市新和町大多尾	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
長野(横島)-4	天草市新和町大多尾	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
長野(横島)-5	天草市新和町大多尾	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
長野(横島)-6	天草市新和町大多尾	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
長野(横島)-7	天草市新和町大多尾	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
前田-2	天草市新和町大多尾	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
前田-3	天草市新和町大多尾	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
前田-4	天草市新和町大多尾	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
棚田1-2	天草市新和町大多尾	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
棚田1-3	天草市新和町大多尾	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
野田崎1-2	天草市新和町大多尾	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
小峰-2	天草市新和町大多尾	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小峰-3	天草市新和町大多尾	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
小峰-4	天草市新和町大多尾	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小峰-5	天草市新和町大多尾	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
小峰-6	天草市新和町大多尾	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小峰-7	天草市新和町大多尾	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小峰-8	天草市新和町大多尾	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり

小峰-9	天草市新和町大多尾	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
小峰-10	天草市新和町大多尾	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
小峰-11	天草市新和町大多尾	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
二本木3-2	天草市新和町小宮地	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
寺迫-2	天草市新和町小宮地	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
二垣-2	天草市新和町小宮地	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
長野(田淵)-2	天草市新和町大多尾	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
長野(田淵)-3	天草市新和町大多尾	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
長野(田淵)-4	天草市新和町大多尾	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
長野(田淵)-5	天草市新和町大多尾	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
長野(田淵)-6	天草市新和町大多尾	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
田淵(大石1)-2	天草市新和町大多尾	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
田淵(大石1)-3	天草市新和町大多尾	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
春野-2	天草市新和町大多尾	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
春野2-2	天草市新和町大多尾	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
春野2-3	天草市新和町大多尾	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
城平2-2	天草市新和町大多尾	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
城平3-2	天草市新和町大多尾	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
城平3-3	天草市新和町大多尾	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり

(別図1から別図66までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大古江-2	天草市河浦町久留	別図1のとおり	土石流
大丸(下)-2	天草市河浦町新合	別図2のとおり	土石流
上平-2	天草市河浦町宮野河内	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草

広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
津留（1）-2	天草市河浦町新合	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
向新田-2	天草市河浦町路木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
津留（5）-2	天草市河浦町新合	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
大丸（上）-2	天草市河浦町新合	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
松崎-2	天草市河浦町宮野河内	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松崎-3	天草市河浦町宮野河内	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
松崎-4	天草市河浦町宮野河内	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
松崎-5	天草市河浦町宮野河内	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
松崎-6	天草市河浦町宮野河内	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
西高根1区-2	天草市河浦町宮野河内	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西高根2区-2	天草市河浦町宮野河内	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西高根2区-3	天草市河浦町宮野河内	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
舟津2区-2	天草市河浦町宮野河内	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
舟津2区-3	天草市河浦町宮野河内	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
舟津2区-4	天草市河浦町宮野河内	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
舟津2区-5	天草市河浦町宮野河内	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
舟津2区-6	天草市河浦町宮野河内	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
舟津2区-7	天草市河浦町宮野河内	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
船津南-4	天草市河浦町宮野河内	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
本郷-2	天草市河浦町宮野河内	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
本郷-3	天草市河浦町宮野河内	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
本郷-4	天草市河浦町宮野河内	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

本郷－5	天草市河浦町宮野河内	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
本郷－6	天草市河浦町宮野河内	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
本郷－7	天草市河浦町宮野河内	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
本郷－8	天草市河浦町宮野河内	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
越地－2	天草市河浦町宮野河内	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
越地－3	天草市河浦町宮野河内	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
上平北－2	天草市河浦町宮野河内	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上平北－3	天草市河浦町宮野河内	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上平北－4	天草市河浦町宮野河内	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
上平－3	天草市河浦町宮野河内	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
平床南1－2	天草市河浦町新合	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
平床－2	天草市河浦町新合	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大友－2	天草市河浦町白木河内	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大友－3	天草市河浦町白木河内	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
久留－2	天草市河浦町久留	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
久留－3	天草市河浦町久留	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
主留2－2	天草市河浦町久留	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
立原公民館東－2	天草市河浦町立原	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
立原公民館西－2	天草市河浦町立原	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
村迫奥1－2	天草市河浦町立原	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
松崎東－2	天草市河浦町宮野河内	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
松崎公民館下3－2	天草市河浦町宮野河内	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
松崎公民館下3－3	天草市河浦町宮野河内	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
津留西－2	天草市河浦町新合	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
津留西－3	天草市河浦町新合	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
赤木－2	天草市河浦町新合	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
梅の木1－2	天草市河浦町宮野河内	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

西高根東-2	天草市河浦町宮野河内	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
小塚3-2	天草市河浦町新合	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
町田川曲-2	天草市河浦町今田	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
三軒屋南-2	天草市河浦町白木河内	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
久留橋西-2	天草市河浦町久留	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
水の浦1-2	天草市河浦町久留	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
水の浦1-3	天草市河浦町久留	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
水の浦1-4	天草市河浦町久留	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
水の浦1-5	天草市河浦町久留	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
大古江上-2	天草市河浦町久留	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
大古江上-3	天草市河浦町久留	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
本郷南2-2	天草市河浦町宮野河内	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
本郷南4-2	天草市河浦町宮野河内	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
本郷南4-3	天草市河浦町宮野河内	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
本郷南4-4	天草市河浦町宮野河内	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
本郷南4-5	天草市河浦町宮野河内	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり

(別図1から別図65までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
外友	天草市倉岳町宮田	別図1のとおり	地滑り
荒平	天草市倉岳町浦	別図2のとおり	地滑り
小浦	天草市倉岳町浦	別図3のとおり	地滑り
宮田	天草市倉岳町宮田	別図4のとおり	地滑り

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸木場	天草市五和町手野	別図のとおり	地滑り

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本町	天草市本町	別図1のとおり	地滑り
広瀬	天草市本町	別図2のとおり	地滑り
宇土	天草市本町	別図3のとおり	地滑り
洗切	天草市本町	別図4のとおり	地滑り

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
第二下野野川谷－2	上天草市松島町教良木	別図1のとおり	土石流
星平谷－2	上天草市松島町教良木	別図2のとおり	土石流
太平口－2	上天草市松島町教良木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後山浦谷－2	上天草市松島町教良木	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり

西(1)-2	上天草市松島町合津	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西(1)-3	上天草市松島町合津	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西(1)-4	上天草市松島町合津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西(2)-2	上天草市松島町合津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西(2)-3	上天草市松島町合津	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
永浦-2	上天草市松島町合津	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
永浦-3	上天草市松島町合津	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
永浦中央(1)-2	上天草市松島町合津	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
知十(6)-2	上天草市松島町今泉	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
知十(6)-3	上天草市松島町今泉	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下春山(1)-2	上天草市松島町内野河内	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下春山(1)-3	上天草市松島町内野河内	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下春山(1)-4	上天草市松島町内野河内	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下春山(1)-5	上天草市松島町内野河内	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
金性寺-2	上天草市松島町内野河内	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
持田(1)-2	上天草市松島町教良木	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
前山浦(2)-2	上天草市松島町教良木	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
星平(1)-2	上天草市松島町教良木	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
樋合島北-2	上天草市松島町合津	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
永浦西(2)-2	上天草市松島町合津	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
知十中(2)-2	上天草市松島町今泉	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
知十中(3)-2	上天草市松島町今泉	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
知十橋東-2	上天草市松島町今泉	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西知十(1)-2	上天草市松島町今泉	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西知十(2)-2	上天草市松島町今泉	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
西知十(2)-3	上天草市松島町今泉	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
長尾上-2	上天草市松島町今泉	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

後山(2)-2	上天草市松島町今泉	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
新地-2	上天草市松島町内野河内	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
内野河内(1)-2	上天草市松島町内野河内	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
内野河内(2)-2	上天草市松島町内野河内	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中内野河内(2)-2	上天草市松島町内野河内	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
下春山東-2	上天草市松島町内野河内	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
下春山東-3	上天草市松島町内野河内	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
太原上(1)-2	上天草市松島町内野河内	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
太原上(2)-2	上天草市松島町内野河内	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
太原(1)-2	上天草市松島町内野河内	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
太原(1)-3	上天草市松島町内野河内	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
太原下-2	上天草市松島町内野河内	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
船倉(3)-2	上天草市松島町内野河内	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
下金山-2	上天草市松島町内野河内	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
井平ノ川(1)-2	上天草市松島町内野河内	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
井平ノ川(2)-2	上天草市松島町内野河内	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大平口-3	上天草市松島町教良木	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
前山浦(1)-2	上天草市松島町教良木	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小麦(2)-2	上天草市松島町教良木	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上揚(2)-2	上天草市松島町教良木	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上野々川(1)-2	上天草市松島町教良木	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上野々川(5)-2	上天草市松島町教良木	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上野々川(7)-2	上天草市松島町教良木	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上野々川(7)-3	上天草市松島町教良木	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
中野々川(4)-2	上天草市松島町教良木	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
中野々川(4)-3	上天草市松島町教良木	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
中野々川(5)-2	上天草市松島町教良木	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

下野々川(2) - 2	上天草市松島町教良木	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
下野々川(2) - 3	上天草市松島町教良木	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下野々川(5) - 2	上天草市松島町教良木	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
野々川東 - 2	上天草市松島町教良木	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
上栴の河内(1) - 2	上天草市松島町教良木	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
上栴の河内(1) - 3	上天草市松島町教良木	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
栴の河内(3) - 2	上天草市松島町教良木	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
園部南(1) - 2	上天草市松島町教良木	別図63のとおり	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
汐路越口(1) - 2	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図64のとおり	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
汐路越口(1) - 3	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図65のとおり	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
汐路越口(1) - 4	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図66のとおり	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
汐路越口(1) - 5	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図67のとおり	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
汐路越口(1) - 6	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図68のとおり	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
汐路越口(1) - 7	上天草市松島町今泉、天草市有明町楠甫	別図69のとおり	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり

(別図1から別図69までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神川 - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
江後川 - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
鷺の巣川2 - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
第一支川 - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
牟田川(牟田川2) - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
牟田(4) - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
牟田 - 2	上天草市姫戸町姫浦	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

牟田-3	上天草市姫戸町姫浦	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
牟田-4	上天草市姫戸町姫浦	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
牟田(6)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
永目(C)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
永目(C)-3	上天草市姫戸町姫浦	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
永目(C)-4	上天草市姫戸町姫浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
永目(C)-5	上天草市姫戸町姫浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
永目-2	上天草市姫戸町姫浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
永目南-2	上天草市姫戸町姫浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
永目南-3	上天草市姫戸町姫浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
元釜-2	上天草市姫戸町姫浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
元釜-3	上天草市姫戸町姫浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
元釜-4	上天草市姫戸町姫浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
摺木-2	上天草市姫戸町姫浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
摺木-3	上天草市姫戸町姫浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
新皆(1)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
野畑-2	上天草市姫戸町姫浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
浦(1)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
神-2	上天草市姫戸町姫浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
神-3	上天草市姫戸町姫浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
辺戸串(3)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
辺戸串(3)-3	上天草市姫戸町姫浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
姫浦中央-2	上天草市姫戸町姫浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
縫通-2	上天草市姫戸町二間戸	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
縫通-3	上天草市姫戸町二間戸	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
縫通-4	上天草市姫戸町二間戸	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
岩下-2	上天草市姫戸町二間戸	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

岩下-3	上天草市姫戸町二間戸	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岩下-4	上天草市姫戸町二間戸	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岩下-5	上天草市姫戸町二間戸	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
上舟津(2)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
舟津-2	上天草市姫戸町二間戸	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
井流-2	上天草市姫戸町二間戸	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
井流-3	上天草市姫戸町二間戸	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
高丸-2	上天草市姫戸町二間戸	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
高丸-3	上天草市姫戸町二間戸	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
神代西-2	上天草市姫戸町二間戸	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
神代-2	上天草市姫戸町二間戸	別図45のとおり	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
神代-3	上天草市姫戸町二間戸	別図46のとおり	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
神代-4	上天草市姫戸町二間戸	別図47のとおり	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
神代南-2	上天草市姫戸町二間戸	別図48のとおり	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
姫浦北-2	上天草市姫戸町姫浦	別図49のとおり	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
牟田(7)-2	上天草市姫戸町姫浦	別図50のとおり	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
牟田(7)-3	上天草市姫戸町姫浦	別図51のとおり	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
牟田(7)-4	上天草市姫戸町姫浦	別図52のとおり	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
牟田(7)-5	上天草市姫戸町姫浦	別図53のとおり	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
牟田(7)-6	上天草市姫戸町姫浦	別図54のとおり	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
永目口-2	上天草市姫戸町姫浦	別図55のとおり	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
二弁当-2	上天草市姫戸町姫浦	別図56のとおり	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
山田(1)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図57のとおり	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下山田(1)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図58のとおり	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
下山田(1)-3	上天草市姫戸町二間戸	別図59のとおり	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
上舟津(1)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図60のとおり	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
井流(1)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図61のとおり	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり

井流(2)-2	上天草市姫戸町二間戸	別図62のとおり	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
---------	------------	----------	---------	----------

(別図1から別図62までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高戸	上天草市龍ヶ岳町高戸	別図1のとおり	地滑り
赤崎	上天草市龍ヶ岳町大道	別図2のとおり	地滑り
阿村	上天草市松島町阿村	別図3のとおり	地滑り
塩屋	上天草市姫戸町姫浦	別図4のとおり	地滑り
阿村(A)	上天草市松島町阿村	別図5のとおり	地滑り
山浦	上天草市松島町教良木	別図6のとおり	地滑り
湯島	上天草市大矢野町湯島	別図7のとおり	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仁田平	苓北町坂瀬川	別図1のとおり	地滑り
西河内	苓北町坂瀬川	別図2のとおり	地滑り
木場	苓北町坂瀬川	別図3のとおり	地滑り
苓北鶴	苓北町坂瀬川	別図4のとおり	地滑り
長崎浜	苓北町坂瀬川	別図5のとおり	地滑り

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

ニガキ迫	苓北町都呂々	別図1のとおり	地滑り
都呂々	苓北町都呂々	別図2のとおり	地滑り

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第386号

平成26年8月15日熊本県告示第818号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
双原	上天草市大矢野町登立	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
双原	上天草市大矢野町登立	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第388号

平成24年3月27日熊本県告示第374号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
志登平	天草市本渡町広瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
志登平	天草市本渡町広瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・9号池田町花園線、3・4・21号上熊本細工町線、3・4・28号戸坂花園線及び3・4・67号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第391号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥野1	玉名市下、和水町日平	別図1のとおり	土石流
立山	和水町日平	別図2のとおり	土石流
本村	和水町萩原	別図3のとおり	土石流
原1	和水町蜻浦	別図4のとおり	土石流
原2	和水町蜻浦、山鹿市鹿央町中浦	別図5のとおり	土石流
ミョウガ谷2	和水町日平	別図6のとおり	土石流
瀬戸1	和水町日平	別図7のとおり	土石流
奥野3	和水町日平、玉名市下	別図8のとおり	土石流
田川	和水町蜻浦	別図9のとおり	土石流

(別図1から別図9までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥野2	玉名市下	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
奥野7	玉名市下	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
萩原川1	和水町萩原	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
萩原川2	和水町萩原	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
萩原川3	和水町萩原	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
田蜻浦川	和水町蜻浦、山鹿市鹿央町中浦	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
ミョウガ谷	和水町日平	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
瀬戸川	和水町日平	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
瀬戸2	和水町日平	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
畑1	和水町日平	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
畑2	和水町日平	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
奥野1	和水町日平、玉名市下	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
奥野4	和水町日平	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
奥野2	和水町日平、玉名市下	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横島1（横島4） -1	玉名市溝上	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
横島1（横島4） -2	玉名市溝上	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
横島1（横島4） -3	玉名市溝上	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
横島2（横島5） -1	玉名市溝上、青木	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横島2（横島5） -2	玉名市青木	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

横島3-1	玉名市溝上、青木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
横島3-2	玉名市溝上、青木	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上小田中（上小田中2）	玉名市上小田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
山田（山田4）-1	玉名市山田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
山田（山田4）-2	玉名市山田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山田上1（山田上3）	玉名市山田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
伊倉北方1（伊倉北方3）	玉名市伊倉北方	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
伊倉北方2（伊倉北方4）	玉名市伊倉北方	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上横田（上横田3）	玉名市青野、宮原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
屋敷1	玉名市青野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
屋敷2	玉名市青野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
青野本村-1	玉名市青野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
青野本村-2	玉名市青野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
南坂門田2（南坂門田3）	玉名市南坂門田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
南坂1（南坂6）-1	玉名市南坂門田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
南坂1（南坂6）-2	玉名市南坂門田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
南坂1（南坂6）-3	玉名市南坂門田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
南坂2（南坂7）	玉名市南坂門田、中坂門田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中坂門田（中坂門田3）	玉名市北坂門田、中坂門田	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
北坂門田（北坂門田2）	玉名市北坂門田	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
田崎2	玉名市田崎	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
田崎1	玉名市田崎	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
稲繁	玉名市岱明町開田	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
船津	玉名市岱明町三崎	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
池上	長洲町宮野	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
古城	長洲町折崎	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

（別図1から別図31までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第394号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥野2	玉名市下	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥野3	玉名市下	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
柴尾	和水町用木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
今泉	和水町日平	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
立山-1	和水町用木	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
立山-2	和水町用木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
萩原-1	和水町萩原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
萩原-2	和水町萩原	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
萩原-3	和水町萩原	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
山口-1	和水町萩原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
山口-2	和水町萩原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
諸井1	和水町萩原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
諸井2-1	和水町萩原、山鹿市鹿央町大浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
諸井2-2	和水町萩原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
諸井2-3	和水町萩原	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
太郎浦	和水町日平	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
蜻浦-1	和水町蜻浦	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
蜻浦-2	和水町蜻浦	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
蜻浦-3	和水町蜻浦	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
蜻浦-4	和水町蜻浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
蜻浦-5	和水町蜻浦、用木、山鹿市鹿央町中浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
田川1	和水町用木	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
田川2	和水町日平	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

諸井1（諸井3）	和水町日平、蜻浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
諸井2（諸井4）	和水町萩原、山鹿市鹿央町大浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
白石3	和水町萩原、山鹿市鹿央町大浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
瀬戸2	和水町日平	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
瀬戸3	和水町日平	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
瀬戸4	和水町日平、玉名市上小田	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
瀬戸6	和水町日平	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
瀬戸7-1	和水町日平	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
瀬戸7-2	和水町日平	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
岩下	和水町用木	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
瀬戸-1	和水町日平	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
瀬戸-2	和水町日平	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

（別図1から別図35までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第395号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
尾篋	阿蘇市一の宮町手野	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片隅-1	阿蘇市一の宮町中通	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
片隅-2	阿蘇市一の宮町中通	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西手野-1	阿蘇市一の宮町手野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

西手野-2	阿蘇市一の宮町手野	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
三閑	阿蘇市一の宮町三野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
古閑-1	阿蘇市一の宮町三野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
古閑-2	阿蘇市一の宮町三野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
古閑-3	阿蘇市一の宮町三野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下三閑1	阿蘇市一の宮町手野、三野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下三閑2-1	阿蘇市一の宮町三野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下三閑2-2	阿蘇市一の宮町三野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
坂梨1	阿蘇市一の宮町北坂梨、中坂梨	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
坂梨2	阿蘇市一の宮町北坂梨	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中坂梨	阿蘇市一の宮町中坂梨	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
坂梨3	阿蘇市一の宮町坂梨	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
塩井	阿蘇市一の宮町三野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
平井-1	阿蘇市一の宮町手野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
平井-2	阿蘇市一の宮町手野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第397号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
須屋	山鹿市鹿北町椎持	別図1のとおり	地滑り
金原	山鹿市鹿北町多久	別図2のとおり	地滑り

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

宇田原川	山鹿市菊鹿町米原	別図1のとおり	土石流
中1-3	山鹿市中	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
下本分-2	山鹿市菊鹿町木野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
大塚-1	山鹿市鹿本町津袋	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第399号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上本分-1	山鹿市菊鹿町木野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上本分-2	山鹿市菊鹿町木野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上本分-3	山鹿市菊鹿町木野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上本分2	山鹿市菊鹿町木野	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下本分-1	山鹿市菊鹿町木野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下本分-3	山鹿市菊鹿町木野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下本分-4	山鹿市菊鹿町木野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上本分5-1	山鹿市菊鹿町木野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上本分5-2	山鹿市菊鹿町木野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
宇田原	山鹿市菊鹿町米原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鐘掛松1	山鹿市菊鹿町米原	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
鐘掛松2	山鹿市菊鹿町米原	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宮上2	山鹿市菊鹿町下永野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
辺田目	山鹿市菊鹿町下永野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上本分4	山鹿市菊鹿町木野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
黒蛭2-1	山鹿市菊鹿町木野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒蛭2-2	山鹿市菊鹿町木野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
陣内-1	山鹿市鹿本町御宇田	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

陣内-2	山鹿市鹿本町御宇田	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
陣内-3	山鹿市鹿本町御宇田	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
陣内-4	山鹿市鹿本町御宇田	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
陣内-5	山鹿市鹿本町御宇田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
陣内-6	山鹿市鹿本町御宇田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大塚-2	山鹿市鹿本町津袋	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
城ヶ鼻	山鹿市鹿央町岩原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
桑鶴A	山鹿市鹿央町岩原	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
桑鶴B	山鹿市鹿央町岩原	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下傘田-1	山鹿市鹿央町岩原	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下傘田-2	山鹿市鹿央町岩原	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
居屋敷-1	山鹿市鹿央町持松	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
居屋敷-2	山鹿市鹿央町持松	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中谷1	山鹿市鹿央町北谷	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
春間1	山鹿市鹿央町岩原	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

(別図1から別図33までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第400号

平成25年3月29日熊本県告示第357号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田頭A-1	球磨村渡	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田頭A-1	球磨村渡	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
支援センターまどか相談支援事業所 水俣市月浦269-13	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269-13 萩嶺 浄円	地域移行支援 地域定着支援	平成29年4月1日

熊本県告示第403号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成29年3月23日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫
- 3 埋立位置
 - (1) 位置
 - (A区)
天草市久玉町字東添浦4840の4及び4842の4地先公有水面
 - (B区)
天草市久玉町字小松崎3994の2、3993の2及び3993の4に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
 - (A区)
次の地点のうち、1の地点から5の地点までを順次直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 基点（二等三角点・戸島（北緯32度11分55.8106秒、東経130度04分41.3440秒の地点）をいう。以下同じ。）から345度46分54秒 1718.55メートルの地点
2の地点 1の地点から215度30分18秒 4.88メートルの地点
3の地点 2の地点から125度30分18秒 10.49メートルの地点
4の地点 3の地点から29度25分35秒 4.03メートルの地点
5の地点 4の地点から305度30分18秒 0.54メートルの地点
 - (B区)
次の地点のうち、1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成25年秋分の満潮位（DL+3.67メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 基点から345度42分19秒 1702.84メートルの地点
2の地点 1の地点から35度30分18秒 3.02メートルの地点
3の地点 2の地点から305度30分18秒 10.52メートルの地点
4の地点 3の地点から215度30分18秒 6.41メートルの地点
 - (3) 面積
 - (A区) 42.78平方メートル
 - (B区) 41.51平方メートル
 - (合計) 84.29平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号
平成27年6月30日 熊本県指令河第27号
- 6 関係図書の閲覧
天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して10年間備え置くものとする。

熊本県告示第404号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
健人堂キッズクラブⅡ 人吉市下原田町1433番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15 馬場 健太郎	平成29年3月23日	4350600120	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
発達支援ルームLSJ KUM A 球磨郡湯前町2626番地1	株式会社常笑 球磨郡湯前町1864番地 藤岡 洋史	平成29年3月23日	4351800166	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第406号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）の一部を次のように改正する。

- 第36条ただし書を削る。
- 第44条第2項及び第3項を削る。
- 第44条の2第2項を削る。
- 第45条第1項中「第44条第1項又は前条第1項」を「前2条」に改める。
- 第45条の次に次の1条を加える。
（契約が解除された場合等の違約金）

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人
 (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11
 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 3 第1項の場合(第44条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)
 において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われ
 ているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当する
 ことができる。
 第47条第3項中「又は第44条の2」を「、第44条の2又は第45条の2第2項」
 に改め、「前2条」を「第45条又は前条」と改め、同条第8項中「又は第44条の2」
 を「、第44条の2又は第45条の2第2項」に改める。
 第48条第1項中「第44条の2第1項」を「第44条の2」に改める。
 附 則
 この約款は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県告示第407号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款(平成23年熊本県告示第349号の15)の一
 部を次のように改正する。
 第43条第1項第6号中「受託者」の次に「(受託者が共同企業体であるときは、その
 構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2項及び第3項を
 削る。
 第43条の2第1項中「受託者」の次に「(受託者が共同企業体の場合は、その構成員
 を含む。以下、この条において同じ。)」を加え、同条第2項を削る。
 第44条第1項中「第43条第1項又は前条第1項」を「前2条」に改め、同条の次に
 次の1条を加える。
 (契約が解除された場合等の違約金)
 第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の
 10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければなら
 ない。
 (1)第43条又は第43条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 (2)受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受
 託者の債務について履行不能となった場合
 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみな
 す。
 (1)受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法
 律第75号)の規定により選任された破産管財人
 (2)受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14
 年法律第154号)の規定により選任された管財人
 (3)受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11
 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 3 第1項の場合(第43条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)
 において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われ
 ているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当する
 ことができる。
 第47条第1項中「第43条」の次に「、第43条の2又は第44条の2第2項」を加
 え、同条第2項中「又は第43条の2」を「、第43条の2又は第44条の2第2項」に
 改め、同条第5項中「第43条」の次に「、第43条の2又は第44条の2第2項」を加
 え、同条第7項中「又は第43条の2」を「、第43条の2又は第44条の2第2項」に
 改める。
 第48条中「第43条の2第1項」を「第43条の2」に改める。
 附 則
 この約款は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県告示第408号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款(平成23年熊本県告示第349号の16)の一
 部を次のように改正する。
 第42条第1項第4号中「受託者」の次に「(受託者が共同企業体であるときは、その
 構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)」を加え、同条第3項及び第4項を

削る。
 第42条の2第1項中「受託者」の次に「（受託者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項を削る。
 第43条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。
 （契約が解除された場合等の違約金）
 第43条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 (1) 第42条又は第42条の2の規定によりこの契約が解除された場合
 (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 3 第1項の場合（第42条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
 第46条第1項中「第42条」の次に「、第42条の2又は第43条の2第2項」を加え、同条第2項及び第4項中「又は第42条の2」を「、第42条の2又は第43条の2第2項」に改める。
 第47条第1項中「第42条の2第1項」を「第42条の2」に改める。
 附 則
 この約款は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県告示第409号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の17）
 の一部を次のように改正する。
 第32条第1項第4号中「受託者」の次に「（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2項中「第34条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第3項及び第4項を削る。
 第33条第1項中「受託者」の次に「（受託者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項を削る。
 第34条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。
 （契約が解除された場合等の違約金）
 第34条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 (1) 第32条又は第33条の規定によりこの契約が解除された場合
 (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 3 第1項の場合（第32条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
 第37条第2項中「又は第33条」を「、第33条又は第34条の2第2項」に改める。
 第38条第1項中「第33条第1項各号」を「第33条各号」に改め、「第33条第1項第3号」を「第33条第3号」に改め、「場合は」を「場合にあっては」に改める。
 附 則
 この約款は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字ヘゴノ尾 7197番43地先から 天草市楠浦町字森松 7200番38地先まで	前	8.2 ～ 12.2	17.6	単県側溝
			後	9.6 ～ 18.7		

2 区域を変更する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町中小路字井出仲間 590番1地先から 同所 590番1地先まで	前	17.2 ～ 17.6	26.7	災害復旧
			後	17.2 ～ 55.2		
		下益城郡美里町今字上原 1557番地先から 同所 1540番1地先まで	前	28.4 ～ 40.3	76.0	
			後	30.6 ～ 71.6		
		下益城郡美里町遠野字岩上 205番1地先から 同所 205番1地先まで	前	24.3 ～ 46.0	23.0	
			後	24.3 ～ 47.9		

2 区域を変更する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	下益城郡美里町柏川字猫ノ内 98番1地先から 同所 102番1地先まで	前	10.4 ～ 22.6	116.5	災害防 除
			後	14.2 ～ 24.1		

2 区域を変更する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦字屋形原 1284番2地先から 八代市東陽町小浦字馬床 1887番地先まで	前	7.7 ～ 22.6	14.0	不用物 件の交 換に伴 う道路 区域か らの除 外
			後	7.7 ～ 21.4		

2 区域を変更する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町字諏訪脇 2425番2地先から 同所 2425番2地先まで	35.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 2114番地先から 同所 2136番1地先まで	155.5	防交安 (道路改良)
------	-------	---	-------	---------------

2 供用を開始する期日 平成29年4月3日

熊本県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代港線	八代市西片町字餅田 2079番4地先から 同所 2073番1地先まで	54.7	24条工事

2 供用を開始する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字筒之浦 2880番1地先から 同所 2880番21地先まで	108.8	地域連携 推進改築

2 供用を開始する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字中村道上 6320番5地先から 同所 6319番1地先まで	40.0	防交安 (舗装新設)

2 供用を開始する期日 平成29年3月31日

熊本県告示第419号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条

第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令5号）第8条の規定により、公示する
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
平成29年4月1日

熊本県告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 2・2・142号 渡鹿五丁目公園
- 3 事業施行期間 平成29年3月31日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県熊本中央区渡鹿5丁目地内

熊本県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 長洲町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業 長洲公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年2月24日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和52年熊本県告示第185号、昭和59年熊本県告示第236号、昭和60年熊本県告示第602号、昭和63年熊本県告示第267号、平成元年熊本県告示第983号、平成3年熊本県告示第794号、平成5年熊本県告示第351号、平成6年熊本県告示第1031号、平成11年熊本県告示第278号、平成16年熊本県告示第864号、平成21年熊本県告示第633号及び平成28年熊本県告示第332号の事業地のうち、大字宮野字百谷、字丸尾を削り、大字高浜字宮の下、字岩原、大字清源寺字大辻、字塘下、字東牟田、大字腹赤字上北口、字前田、字五反田、字大辻、字浦畑、字行末、字堀越、大字永塩字塘東、大字宮野字瀬戸、字中川、字高尾、字高畑、字笹ヶ浦、字笹谷、字池ノ上、字天神郷、字下大谷、字花坂、字大谷、大字折崎字曾根浦、字前田、字小柳、字内牟田、字古城、大字長洲字井樋ノ内、大字上沖洲字浮島において事業地を変更する。

熊本県告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 阿蘇市
- 2 都市計画事業の種類 阿蘇都市計画下水道事業 阿蘇公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年6月10日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 嘉島公共下水道
- 3 事業施行期間 平成14年7月1日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
平成27年3月13日熊本県告示第227号の事業地に、大字井寺字梶山、字遠見塚、字上宦塚、字登り立、字山ノ上、字飯田溝、字向平、字町頭、字弥四郎、字内野、字亀ノ甲、字山犬迫及び字水足並びに大字北甘木字豆坂及び字小迫原を加え、嘉島町大字上島字芝原、字町下、字長池及び字蔵園並びに大字井寺字古閑蘆及び字小迫原並びに大字北甘木字古屋敷、字笈瀬、字劔原、字石塚、字飯田溝、字塔ノ木、字亀ノ甲、字芝原、字榆本、字平ノ上及び字松木迫並びに大字下六嘉字園地内において事業地を変更する。

熊本県告示第424号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業（岱明公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和52年2月10日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
昭和52年熊本県告示第135号、昭和61年熊本県告示第256号、昭和63年熊本県告示第123号、昭和63年熊本県告示第983号、平成5年熊本県告示第46号、平成6年熊本県告示第237号、平成6年熊本県告示第431号、平成9年熊本県告示第12号、平成11年熊本県告示第279号、平成16年熊本県告示第865号、平成23年熊本県告示第274号及び平成24年熊本県告示第116号の事業地に熊本県玉名市岱明町上字北田及び字塚ノ本を加え、上字市井川地内において事業地を変更する。

熊本県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類 玉名都市計画下水道事業
- 3 事業施行期間 昭和47年12月20日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
昭和47年熊本県告示第969号、昭和51年熊本県告示第180号、昭和55年熊本県告示第956号、昭和59年熊本県告示第624号、昭和61年熊本県告示第168号、昭和63年熊本県告示第305号、平成6年熊本県告示第236号、平成13年熊本県告示第225号、平成17年熊本県告示第898号、平成22年熊本県告示第273号及び平成24年熊本県告示第1115号の事業地に玉名市玉名字栗崎及び字東栗崎両迫間字築楽、河崎字コウゴ町、字油出及び柳町を加え、玉名市玉名字諏訪後及び字坂本、岩崎字川原、字六反田及び字紺町地内において事業地を変更する。

公 告

熊本県公告第167号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、八代港港湾計画の一部変更の概要を次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 八代港港湾計画の一部変更の概要

(1) 公共埠頭計画

外港地区

水深14メートル岸壁2バース 延長560メートル
(うち1バース既設) [既設計画]

水深12メートル岸壁1バース 延長240メートル [既定計画]

水深10メートル岸壁2バース 延長340メートル [既設]

水深9メートル岸壁1バース 延長165メートル [既設]

水深7.5メートル岸壁2バース 延長260メートル [既設]

埠頭用地 面積39ヘクタール (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち39ヘクタール既設) [既定計画の変更計画]

変更前

既設 水深10メートル岸壁2バース 延長340メートル

水深9メートル岸壁1バース 延長165メートル

水深7.5メートル岸壁2バース 延長260メートル

既定計画 水深14メートル岸壁2バース 延長560メートル
(うち1バース既設)

水深12メートル岸壁1バース 延長240メートル

埠頭用地 面積42ヘクタール (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち42ヘクタール既設)

(2) 旅客船埠頭計画

外港地区

水深12メートル岸壁1バース 延長450メートル [新規計画]

埠頭用地 面積4ヘクタール (旅客施設用地) [既設の変更計画]
(うち3ヘクタール既設)

(3) 水域施設計画

外港地区

泊地 水深12メートル 面積2ヘクタール [新規計画]

航路・泊地 水深12メートル 面積26ヘクタール [新規計画]

航路・泊地 水深9メートル 面積1ヘクタール [既設の変更計画]

(4) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

(単位：ヘクタール)

土地利用 区分 地区名		埠頭 用地	港湾関 連用地	工 業 用 地	交通機 能用地	緑 地	その他 緑 地	合 計
		変更後	外港地区	(1) 1				
変更前	外港地区	(-) -						(-) -

(注) 1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

2 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

イ 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

土地利用 区分 地区名		埠頭 用地	港湾関 連用地	工 業 用 地	交通機 能用地	緑 地	その他 緑 地	合 計
		変更後	外港地区	(43) 43	(24) 24	(203) 203	(17) 17	(5) 5
変更前	外港地区	(42) 42	(24) 24	(203) 203	(17) 17	(5) 5	13	(291) 304

- (注) 1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
 2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
- (5) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
 外港地区
 岸壁 水深12メートル 1 バース 延長 450メートル [新規計画]
 泊地 水深12メートル 面積 2ヘクタール [新規計画]
 航路・泊地 水深12メートル 面積26ヘクタール [新規計画]
- (6) 大規模地震対策施設
 外港地区
 水深12メートル岸壁 1 バース 延長450メートルのうち240メートル
 [既定計画の変更計画]
 緑地 1ヘクタール [既設]
 臨港道路東西幹線 起点 外港地区
 臨港道路外港南北線 4車線 [既設]
 臨港道路外港南北線 起点 臨港道路東西幹線
 臨港道路大島線 4車線 [既設]
 臨港道路大島線 起点 臨港道路外港南北線
 臨港道路大島線 4車線 [既設]
 臨港道路大島線 終点 県道八代港線
 臨港道路大島線 4車線 [既設]
- 変更前
 既定計画 水深10メートル岸壁 1 バース 延長 170メートル
 既設 緑地 1ヘクタール
 臨港道路外港南北線 起点 臨港道路大島線
 臨港道路大島線 終点 外港地区 4車線
 臨港道路大島線 起点 外港地区
 臨港道路大島線 終点 八代臨港線 4車線
- (7) 物資補給等のための施設
 以下の施設計画を削除する。
 外港地区 水深10メートル岸壁 1 バース 延長 120メートル
 (物資補給岸壁) [既設]

2 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課

熊本県公告第168号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により甲佐町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
甲佐農業振興地域
- 2 範囲
甲佐町大字仁田子、大町、有安、下横田、糸田、芝原、麻生原、中横田、豊内、岩下、緑町、中山、西原、安平、上場、東寒野、西寒野、横田、早川、白旗、船津、南三箇、吉田、世持、津志田、府領及び田口の全域並びに同町大字坂谷、小鹿、上早川の一部
- 3 規模
5,352ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当と認められるため、農業振興地域を拡大する。
- 5 平面図
熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課及び甲佐町産業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第169号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から平成29年2月20日付けで申請のあった定款の変更については、平成29年3月22日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第170号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から認可の申請があった土地改良事

業（維持管理）計画の変更については、平成29年3月22日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月3日から平成29年4月28日まで
- 3 縦覧の場所
山鹿市役所
山鹿土地改良区事務所

熊本県公告第171号

山鹿土地改良区及び鹿央町土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成29年3月22日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併後存続し定款を変更する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 合併後存続し定款を変更する土地改良区
名 称 山鹿・鹿央土地改良区
所在地 山鹿市山鹿1026番地3
- 2 合併により解散する土地改良区
名 称 鹿央町土地改良区
所在地 山鹿市鹿央町合里158番地1

熊本県公告第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字辛川字部田435番1、同436番、同437番、同446番2、同447番2、同448番、同449番、同450番、同451番、同452番、同475番3、同475番4、同481番1、同482番1及び里道の一部
17,009.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区神水一丁目14番63号
重光産業株式会社

熊本県公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市大琳寺字東村前244番1、同248番2、同249番2、同249番3、同250番1、同251番、同266番1、同267番、同268番1、同268番2及び水路の一部
9,256.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本県熊本市北区植木町植木133番地の1
株式会社ロッキー

熊本県公告第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営坂梨・古城地区（産ノ平換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成29年4月3日から
平成29年4月28日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営坂梨・古城地区（畑ヶ田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成29年4月3日から
平成29年4月28日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第176号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により益城台地中土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
北村 幸一	上益城郡益城町古閑333番地1
北村 定	上益城郡益城町古閑339番地2
土田 栄樹	上益城郡益城町古閑483番地1
福岡 廣徳	上益城郡益城町古閑322番地
松岡 秀一	上益城郡益城町古閑326番地
坂澤 孝則	上益城郡益城町古閑497番地9

熊本県公告第177号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社峯樹木園	合志市野々島	合志市野々島字芝原5371番
村上 正美	熊本市北区麻生田	合志市野々島字舟橋4979番ほか1筆
上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原4526番
上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原4539番ほか1筆
犬童 正春	球磨郡山江村山田	球磨郡山江村大字山田丙字山刀矢215

		7番1ほか3筆
三川 時則	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丙字一ノ迫148 3番2ほか1筆

2 認可年月日
平成29年3月24日

熊本県公告第178号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 和典	熊本市北区龍田町	熊本市東区弓削町172番1
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字計路2775番 1ほか5筆
河野 大介	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字中津井1887番ほ か9筆
西田 哲治	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字八ノ坪3014番2 ほか2筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字新角田3254番ほ か7筆
木村 匡照	熊本市南区富合町碓 江	熊本市南区富合町碓江字園田409番ほ か2筆
山田 義光	熊本市南区域南町藤 山	熊本市南区域南町塚原字歌島423番
森下 文夫	上益城郡嘉島町下六 嘉	上益城郡嘉島町大字井寺字苜田2370 番1ほか3筆
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下六嘉字蔵免770 番ほか6筆
田端 雅充	上益城郡嘉島町下六 嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海124 1番ほか2筆
興梶 修	上益城郡山都町上差 尾	上益城郡山都町大見口字平田704番ほ か1筆
橋本 康修	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字鳥越1211番ほ か2筆
農事組合法人奥阿 蘇くさかべ	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字草部字陵2155番ほ か8筆
農事組合法人奥阿 蘇くさかべ	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字芹口字下小畑1472 番ほか3筆
杉本 和博	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾986番 7ほか1筆

2 認可年月日
平成29年3月28日

熊本県公告第179号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字御琴1154番ほか6筆
高本 昌一	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下663番ほか1筆
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市大字川登字大坪582番1 〔一時利用地 荒尾市大字川登字大坪16番5〕
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字上天堤2132番1ほか5筆
古閑 俊一	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字下天堤1130番ほか1筆
賀久 亨	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町立神字北滑川1458番2
平田 末秋	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町立神字岩立2583番1ほか4筆
岩本 栄治	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町立神字岩立2556番1
鋤先 幸司	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町新田字船江439番

2 認可年月日
平成29年3月28日

熊本県公告第180号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字駄飼塚2255番

2 認可年月日
平成29年3月28日

熊本県公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
城 喜福	菊池市木庭	菊池市木庭字古城1484番1ほか1筆

2 認可年月日
平成29年3月28日

登載依頼

熊本県警察本部公告第16号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月31日

熊本県警察本部長 村田 達哉

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成29・30年度車両メンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部警務課
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成29年2月23日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都港区赤坂五丁目2番20号
SMFLキャピタル株式会社
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
156,931,344円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は同第7条の規定による公示を行った日
平成29年1月13日

熊本県公安委員会告示第7号

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

1 中「申請又は届出」の次に「を行おうとする者の当該申請又は届出」を加え、同(1)中「特例更新」の次に「の申請」を加える。

1 (1)アからウまでの表に次のように加える。

八代警察署氷川幹部交番	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後3時00分まで
-------------	----------------	--------------------

1 (2)中「経由」の次に「の」を加え、同(3)中「交付及び再交付」の次に「の申請」を加え、同(3)の表に次のように加える。

八代警察署氷川幹部交番	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後3時00分まで
-------------	----------------	--------------------

1 (4)中「記載事項変更」の次に「の」を加え、同(4)の表に次のように加える。

八代警察署氷川幹部交番	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後3時00分まで
-------------	----------------	--------------------

1 (5)中「交付」の次に「の申請」を加え、同(5)の表中

玉名、山鹿、菊池、阿蘇、 八代、芦北、人吉及び天草 警察署

宇城、 の各警	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
------------	----------------	--------------------

警察署
八代警察署氷川幹部交

	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
番	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後3時00分まで

に改める。

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合規則第1号

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年有明海自動車航送船組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後									改正前								
別表第七 昇格時号給対応表(第二十一条関係) 行政職給料表昇格時号給対応表									別表第七 昇格時号給対応表(第二十一条関係) 行政職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1~78略									1~78略								
79	36	50	51	68	68	51	32		79	36	50	51	68	68	51	32	
80	36	50	51	68	68	51	32		80	36	50	51	68	68	51	32	
81	37	51	51	69	69	51	33		81	37	51	51	69	69	51	33	
82	<u>37</u>	51	52	69	69	51	33		82	<u>38</u>	51	52	69	69	51	33	
83	<u>38</u>	51	52	69	69	51	34		83	<u>39</u>	51	52	69	69	51	34	
84	<u>38</u>	51	52	69	69	51	34		84	<u>40</u>	51	52	69	69	51	34	
85	<u>39</u>	52	53	69	69	51	35		85	<u>41</u>	52	53	69	69	51	35	
86	<u>39</u>	52	53	70	70	51			86	<u>41</u>	52	53	70	70	51		
87	<u>40</u>	52	53	70	70	51			87	<u>42</u>	52	53	70	70	51		
88	<u>40</u>	52	53	70	70	51			88	<u>42</u>	52	53	70	70	51		
89	<u>41</u>	53	54	71	71	52			89	<u>43</u>	53	54	71	71	52		
90	<u>41</u>	53	54	72	72	52			90	<u>43</u>	53	54	72	72	52		
91	<u>42</u>	53	54	73	73	52			91	<u>44</u>	53	54	73	73	52		
92	<u>42</u>	53	54	74	74	52			92	<u>44</u>	53	54	74	74	52		
93	<u>43</u>	53	55	75	75	53			93	<u>45</u>	53	55	75	75	53		
94~125略									94~125略								

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成29年改正給与条例第1条の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船組合規則第2号

平成29年改正給与条例第1条の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭

和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。) 附則第8項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日以前に55歳に達した者であつて、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年有明海自動車航送船組合条例第1号。以下「平成27年改正給与条例」という。) 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職(常勤の管理者)の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年有明海自動車航送船組合条例第1号。以下「平成29年改正給与条例」という。)の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成29年改正給与条例第1条の規定による改正後の職員給与条例をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成29年改正給与条例第1条の規定による改正前の職員給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定(第4条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成27年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成27年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

(1) 給料(規則で定める場合におけるものに限る。)

(2) 地域手当

(3) 時間外勤務手当

(4) 休日勤務手当

(5) 夜間勤務手当

(6) 期末手当

(7) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与条例第13条その他の条例の規定による給与の減額(規則で定めるものに限る。第5条第2項において「第13条等減額」という。)に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成27年改正給与条例附則第8項又は第9項の規定による給料の特例)

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則(平成27年有明海自動車航送船組合規則第2号)第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年改正給与条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、平成27年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

第5条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から有明海自動車航送船組合職員給与条例附則第8項の規定に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料月額から有明海自動車航送船組合職員給与条例附則第8項の規定に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料月額との合計額に達しないときにおける平成27年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第13条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正給与条例第1条の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第8号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成29

年4月1日から施行する。
平成29年3月31日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

1の表大津警察署管轄署所在地の項を削り、同表大津警察署須屋交番の項の次に次のように加える。

大津駅前 交番	菊池郡 大津町 大字室	大津町美咲野一丁目、美咲野二丁目、美咲野三丁目、美咲野四丁目、大字岩坂（熊本東警察署託麻交番の所管区域を除く。）、大津、大林、下町、新、陣内、瀬田、高尾野、中島、錦野、灰塚、引水、吹田、外牧、町、室、森
------------	-------------------	---

1の表大津警察署竹迫駐在所の項中「同竹迫」を「合志市竹迫」に改め、同表大津警察署錦野駐在所の項を削り、同表小国警察署赤馬場駐在所の項中「同南小国町大字赤馬場」を「同同同」に改め、同表小国警察署黒川駐在所の項中「同同大字満願寺」を「同南小国町大字満願寺」に改め、同表八代警察署田中町交番の項の次に次のように加える。

鏡 交番	同 鏡町 内田	八代市鏡町有佐、鏡町内田、鏡町貝洲、鏡町鏡、鏡町鏡村、鏡町上鏡、鏡町北新地、鏡町塩浜、鏡町芝口、鏡町下有佐、鏡町下村、鏡町中島、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出
氷川幹部 交番	八代郡 氷川町 宮原	氷川町有佐、今、梶、立神、中島、早尾、宮原、宮原栄久

1の表八代警察署金剛駐在所の項中「同植柳下町」を「八代市植柳下町」に改め、同表八代警察署川岳駐在所の項の次に次のように加える。

東陽 駐在所	同 東陽町南	八代市東陽町河俣、東陽町北、東陽町小浦、東陽町南
泉 駐在所	同 泉町柿迫	八代市泉町柿迫、泉町栗木、泉町久連子、泉町椎原、泉町下岳、泉町仁田尾、泉町葉木、泉町樅木
大野 駐在所	八代郡 氷川町 大野	氷川町大野、河原、新田、高塚、野津、吉本
鹿島 駐在所	同 同 島地	氷川町網道、鹿島、鹿野、島地、若洲

1の表氷川警察署の項を削り、同表人吉警察署の項中

「	一武 駐在所	球磨郡 錦町 大字一武	錦町大字一武、西（今山、木揚、大正、上井手の口、上大鶴、上黒辺田野、指杉、下井手の口、下大鶴、下黒辺田野、永野、鍋山）	を
	木上 駐在所	同 同 大字木上	錦町大字木上、西（一丸、内門、駅通り、上一丸、上松里、京の峰、久保、久保宇野、下須、下松里、大王三条、中福良、無田原）	」

「	錦 駐在所	球磨郡 錦町 大字西	錦町	に改め
				」

る。

熊本県教育委員会告示第3号

平成12年2月4日熊本県教育委員会告示第1号（教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

第1項第2号中「受ける」の次に「者の」を、「場合」の次に「(教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。))別表第3備考第7号の適用又は準用を受ける者及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。))第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者に限る。」を加える。

第2項第1号を次のように改める。

- (1) 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合
- ア 免許法別表第3備考第7号の適用又は準用を受ける者の場合

第1欄	最低修得単位数														第5欄 (計)			
	第2欄		第3欄		第4欄								第5欄					
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		教職の基礎理論に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目								生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職実践演習			
上記項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教職員の役割、職務及び分障等を含む。)	教員としての職務及び研修等を含む。	進路選択に資する各種教育機関の歴史及び思想	教育の理念並びに生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及	幼児教育に関する課程の意旨	教育課程の編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方針及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育課程の意旨及び技術	保育内容の指法及び技術	教育の方針及び技術	生徒指導の理論及び実践	教育相談の理論及び実践	進路指導の理論及び実践	幼児教育の理論及び実践	教育相談の理論及び実践

校 教 諭 の 免 許 状	9		2	2				(4)
	10							
	12		3	2		1		(6)
	13							
幼 稚 園 教 諭 の 免 許 状	16		5	3		2		(10)
	17							
	18		7	4		2		(13)
	19							
幼 稚 園 教 諭 の 免 許 状	7							
	10		2			4		(6)
	11							
	15		4			5		(9)
	16							
幼 稚 園 教 諭 の 免 許 状	20		6			7	1	(14)
	21							
	25		9			9	1	(19)
	26							
幼 稚 園 教 諭 の 免 許 状	26		11			11	2	(24)

備考

- 1 第4欄に掲げる科目の修得方法は、次によるものとする。
 - (1) 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、第4欄に掲げる単位数に応じ次により修得するものとする。
 - ア 第4欄に掲げる単位数が4単位の場合は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下「国語等」という。）のうち一以上の教科の指導法に関する科目を含んで修得するものとする。
 - イ 第4欄に掲げる単位数が6単位の場合は、国語等のうち二以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - ウ 第4欄に掲げる単位数が8単位の場合は、国語等のうち三以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）を含んで修得するものとする。
 - エ 第4欄に掲げる単位数が12単位の場合は、国語等のうち五以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の1単位を含んで修得するものとする。
 - オ 第4欄に掲げる単位数が14単位の場合は、国語等のうち六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作及び体育のうち一の教科の指導法に関する科目を含む。）及び道徳の指導法に関する科目の1単位を含んで修得するものとする。
 - (2) 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
 - (3) 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科の指導法に関する科目は、それぞれの受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 2 第4欄に掲げる保育内容の指導法の最低修得単位数のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は特別活動に関する科目の単位をもって充てることができる。
- 3 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとし、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとする。

4 修得することを必要とする単位数のうち、教職に関する専門教育科目の最低修得単位数（計）欄の数を超える単位数については、第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目から選択して修得するものとする。
 イ 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の場合

受けようと する免許状 の種類	有すること を必要とする 学校の免許 状	最低修得単位数					
		教育課程及び指導 法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導 等に関する科目			(計)
		各教科の 指導法	道徳の指 導法	生徒指導の 理論及び方 法	教育相談（ カウンセリング に関する基礎的な 知識を含む 。）の理論 及び方法	進路指導の 理論及び方 法	
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭	7	1			2	(10)
	普通免許状	5	1			1	(7)
	中学校教諭	7				2	(9)
	普通免許状	5				1	(6)
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭	2				2	(4)
	普通免許状	1				2	(3)
		1				1	(2)
	高等学校教諭 普通免許 状	1	1			1	(3)
高等学校教 諭一種免許 状	中学校教諭	1				2	(3)
	普通免許状 (二種免許 状を除く。)	1				1	(2)

備考

- 1 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の修得方法は、国語等（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）について、次の(1)又は(2)によるものとする。
 - (1) 各教科の指導法の単位数が5単位の場合にあっては、三以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
 - ア 三の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 四の教科の指導法を修得するときは、一以上の教科の指導法について2単位以上及び三以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上を含むものとする。
 - ウ 五以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。
 - (2) 各教科の指導法の単位数が7単位の場合にあっては、四以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
 - ア 四の教科の指導法を修得するときは、三以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。
 - イ 五以上の教科の指導法を修得するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上及び三以上の教科の指導法についてそれぞれ1単

- 位以上を含むものとする。
- 2 中学校教諭二種免許状及び高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

正 誤

平成29年2月10日熊本県公告第73号（土地改良区役員の就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	33	本田 浩久	本田 浩二